

令和6年第4回

定例会会議録

会 期

令和6年12月9日（月）から
令和6年12月18日（水）まで

会 議 日

令和6年12月9日（月）
令和6年12月17日（火）
令和6年12月18日（水）

東 串 良 町 議 会

令和6年第4回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和6年12月9日 午前9時30分
散 会 令和6年12月9日 午後2時56分

出席議員（10人）

1番 上池勝彦	2番 小川香織
3番 児玉勇治	4番 瀬戸山譲一
5番 牧原完治	6番 西園貞美
7番 前田隆	8番 上園ミキ
9番 宮地利雄	10番 田之畑稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

4番 瀬戸山 譲 一 5番 牧 原 完 治

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜 屋 啓 子 書 記 清 瀧 美東士

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	宮 原 順	住民課長	有 嶋 義 昭
副町長	大 園 保 広	企画課長	中 島 孝 一
教育長	金 久 三 男	まちづくり推進課長	上 原 久
会計管理者	前 田 秀 一	農地課長兼農業委員会事務局長	上 野 勝 志
総務課長	江 口 勝 志	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田 輝幸
農林水産課長	瀬戸山 雅 樹	社会教育課長	吉 留 潤一郎
福祉課長	倉ヶ崎 和 治	総務課長補佐	上 野 史 生
税務課長	西 田 博 文		
建設課長	寺 園 竜 二		

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
一般質問の目次	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度東串良町一般会計補正予算（第 5 号））
- 日程第 5 議案第50号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第51号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第52号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第53号 令和 6 年度東串良町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 9 議案第54号 令和 6 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第10 議案第55号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第11 議案第56号 令和 6 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第12 一般質問

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度東串良町一般会計補正予算（第 5 号））
- 日程第 5 議案第50号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第51号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第52号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第53号 令和 6 年度東串良町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 9 議案第54号 令和 6 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第10 議案第55号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第11 議案第56号 令和 6 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第12 一般質問
- 追加日程第 1 発言の取り消しについて

一般質問の目次

質 問 者	質 問 事 項	掲載ページ
小川 香織	1. 物価高騰対策について	p. 10～
	2. 待機児童について	p. 15～
	3. 防災対策・計画について	p. 21～
	4. 建設中の給食センターについて	p. 26～
	5. オーガニック食材の導入について	p. 30～
	6. 東くしらの新しい音頭について	p. 32～
上池 勝彦	1. 台湾との国際交流について	p. 34～
	2. 県道沿いの景観保全について	p. 37～
瀬戸山 譲一	1. 複合施設について	p. 38～
	2. 福祉行政について	p. 42～
	3. オーガニック給食について	p. 47～
	4. 予算の使い道	p. 47～
	5. 危機管理について	p. 51～
宮地 利雄	1. 空き家対策、廃家対策について	p. 56～
	2. 振興会への町の手当引上げについて	p. 57～
	3. 塩入川周辺の避難が難しい住民対策について	p. 58～

上園 ミキ	1. 住む場所の提供について	p. 60～
	2. 災害弱者のデータ把握と管理体制の整備について	p. 64～
児玉 勇治	1. 防災対策について	p. 68～
	2. 志布志湾の観光と防災対策について	p. 71～

会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和6年第4回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番 瀬戸山譲一議員及び  
5番 牧原完治議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの9日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの9日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付してあります案のとおりですので、
御了承願います。

~~~~~

### ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。

議長及び町長の報告、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告  
書（令和5年度事業分）については、配付しておりますので報告を省略します。

次に、各委員会の調査について報告を求めます。

まずは、総務民生常任委員会委員長 西園貞美議員。

6 番 西園議員。

6 番（西 園）

報告いたします。

総務民生常任委員会では、令和 5 年 1 1 月に自治体間連携協定を締結した島根県江津市における交通弱者対策と空き家対策について、1 0 月 1 1 日に島根県江津市へ視察調査を行いました。

まずは、交通弱者対策の施策についてですが、江津市では令和 5 年 3 月に江津市地域公共交通計画を策定し、基本理念に「市民の暮らしに寄り添う公共交通」を掲げています。

施策の方針は、①まちづくりと連携した地域公共交通網の構築、②需要に応じた利便性の確保、③持続可能な運行体制の構築、④利用しやすい公共交通の環境づくりとなっております。

江津市における交通弱者対策の三つの施策の概要については、配付している委員会調査報告書の 1 ページから 3 ページに記載しておりますので、御参照ください。

また、今回の調査を踏まえ、当委員会では、次の意見を取りまとめました。

江津市では、「福祉タクシー利用券」や「江津お出かけタクシーチケット」を利用できるタクシー会社が多くて頼もしく、このような助成事業は交通弱者への支援になっている。本町と違い、タクシー会社が多く計画が立てやすい。また、職員のアイデアで大変よい取組がなされ、交通空白地域を減らす工夫がなされている。

このことから、本町も人口減少が進む中、交通弱者などを対象に町民の暮らしに寄り添う交通計画を目指して事業を展開してほしい。併せて、運転手不足による課題に対し、ライドシェア制度を活用することで解決する方策に取り組んでほしい。

次に、空き家対策の取組と具体的な施策についてですが、江津市では、平成 1 8 年度から定住促進や地域活性化のための空き家活用事業に取り組んでいます。調査、計画、実行、検証等を繰り返しながら現行の空き家バンクの構築や空き家改修補助事業、老朽危険空き家除却支援事業を制度化しています。

これらの事業概要については、配付している委員会調査報告書の 1 ページから 3 ページに記載しておりますので、御参照ください。

また、今回の調査を踏まえ、当委員会では、次の意見を取りまとめました。

江津市では、空き家を地域資源として、定住促進や地域活性化に役立てることができないか等のことから空き家活用事業を始めている。空き家の実態調査や所有者へのヒアリング、NPO 法人との協働などに取り組まれていた。しかし、NPO 法人の事業展開は、実質的な収入源の確保とキーパーソンの育成が図れなかったことにより、平成 2 6 年に NPO 法人は解散され、NPO 法人との協働の難しさを示されていた。また、中山間地域の空き家を市が所有者から 1 2 年間借り上げ、国・県・市の財源で空き家を修繕し、UI ターン希望者へ転貸する事業を平成 2 0 年度から平成 2 2 年度に実施していたが、築年数の古い物件であることから多額の維持管理費と修繕費用が

発生し、令和4年度で事業を終了していた。

こうした背景を踏まえながら江津市の空き家対策は、政策の評価を行い、新たな課題へ取り組む姿勢が見受けられ、空き家活用によるUIターン者の確保を積極的に行っていた。

本町においては、空き家はあっても家財道具が残っているなどの課題も多々あるが、空き家バンクへの登録と入居のマッチング数が増えるように、次の点に取り組んでほしい。

- ・空き家の情報提供を効果的に進めること。
- ・地域コミュニティとの連携を図ること。
- ・広報紙やチラシで募集すること。
- ・ホームページを活用し、相談しやすい体制を構築すること。

以上、報告を終わります。

議 長（田之畑）

次に、教育産業常任委員会委員長 小川香織議員。

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

おはようございます。私ども教育産業常任委員会では、令和5年11月に自治体間連携協定を締結した島根県江津市におけるオーガニック推進の概要について、10月11日に、島根県江津市へ視察調査を行いましたので、ここに報告します。

江津市では、中山間地域が多く、地域によってはスケールメリットを生かした農業より、少量多品目・希少性のある作物等、付加価値の高い農業を目指すことへの優位性が考えられ、その一環として、有機農業の推進に力を入れています。令和6年6月には「オーガニックビレッジ」を宣言し、これは江津市からオーガニックな暮らしを発信していくことを目指すためのものであります。

このように、江津市では有機農業の生産から消費までを一貫して考え、農業のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ取組が進められています。

オーガニック推進の概要は、配付している委員会調査報告書の1ページから6ページに記載しておりますので、御参照ください。

また、今回の調査を踏まえ、当委員会では、次の意見を取りまとめました。

江津市では、環境保全、生物多様性の確保の重要性や、市として付加価値の高い農業を目指す優位性を考慮し、その一環として有機農業を推進しています。

また、地産地消の一部分として地元の有機野菜を給食に導入するなど、推進計画を策定し、有機野菜の生産拡大を図っている。

本町におかれましても環境保全に配慮しつつ地力増進、近代化施設の導入による生産性の向上を図るなど、農業振興に積極的に関わり、農業経営の安定経営に努めておりますが、今後、高まりつつある有機農業のニーズに対応すべく、SDGsのさらなる推進や「みどりの食料システム戦略」に基づく、環境に配慮した持続可能な農業

## 会 議 の 経 過

の実現に努めていただきたいと思います。

以上、報告を終わります。

議 長（田之畑）

これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

◆ 日程第4 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東串良町一般会計補正予算（第5号））

議 長（田之畑）

日程第4 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東串良町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和6年度東串良町一般会計補正予算（第5号）につきましては、衆議院解散総選挙の執行経費として補正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

衆議院解散総選挙の執行経費として補正された補正額844万円ですが、そのうち職員の時間外勤務手当が315万円でありました。支給される職員数と負担された時間外勤務の時間数はどのようなものか、質問いたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

時間外手当の支給の人数ということでございますが、議員御承知のとおり、投票所

会 議 の 経 過

は7投票所あります。その7投票所分の人件費に応じて時間外を計上いたしております。投票所、大体五、六人、七、八人で運営しておりますので、その方々の人件費の7か所分ということで御理解いただきたいと思いますし、総務課のほうにおきましても、本部という位置づけの中で配置しておりますので、その方々の人件費ということで御理解いただければいいのかなというふうに思います。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

7投票所の人件費ということでしたが、これまで行われてきた選挙と比較し、職員に課せられた負担についてはいかがでしょうか。時間外勤務手当315万円という金額に関して、職員に対する負担がこれまでと違うか教えてください。もちろん7投票所ということで、投票所が増えたことに由来する増額かもしれませんが、その内容も教えていただければと思います。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

私もちょっと今、説明不足な部分もありましたが、ミネサキに特設会場を設けておりました。9日間ということで、その部分の経費も若干は入っているのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東串良町一般会計補正予算（第5号））を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第50号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

議 長（田之畑）

日程第5 議案第50号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第50号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、御説明申し上げます。

大口地方卸売市場管理組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したいので地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第50号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件はこのとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は可決されました。

~~~~~

◆ 日程第6 議案第51号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第6 議案第51号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

議案第51号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから議案第５１号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第７ 議案第５２号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第７ 議案第５２号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長（宮 原）

議案第５２号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。  
鹿児島県子ども医療費助成事業において、令和７年４月からの課税世帯の未就学児を対象とした現物給付方式を導入する方針の改定に伴い、子ども医療費助成が受給資格者の課税状況にかかわらず、自動償還払い方式から現物給付方式へ変更になることから、条例の一部を改正するものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

本件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

- ◆ 日程第 8 議案第 5 3 号 令和 6 年度東串良町一般会計補正予算(第 6 号)
- ◆ 日程第 9 議案第 5 4 号 令和 6 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- ◆ 日程第 10 議案第 5 5 号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）
- ◆ 日程第 11 議案第 5 6 号 令和 6 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議 長（田之畑）

日程第 8 議案第 5 3 号 令和 6 年度東串良町一般会計補正予算(第 6 号)から日程第 11 議案第 5 6 号 令和 6 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）までの 4 件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第 5 3 号から議案第 5 6 号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第 5 3 号 令和 6 年度東串良町一般会計補正予算（第 6 号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 8, 3 5 5 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出それぞれ 7 1 億 7, 6 0 0 万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、議案第 5 4 号 令和 6 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 8 1 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 1 億 3, 2 7 7 万 3, 0 0 0 円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、議案第 5 5 号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 6 0 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出それぞれ 9 億 9, 2 3 9 万 6, 0 0 0 円といたしました。歳入歳出予算の補正の款

項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

最後に、議案第56号 令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ551万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億2,200万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

以上4件、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

◆ 日程第12 一般質問

議 長（田之畑）

日程第12 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番 小川香織議員。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

おはようございます。通告に従いまして、一般質問を始めたいと思います。

まず、ここ数年、物価の上昇が続いており、政府による賃上げ促進や給付、支援策の追加など様々な対策が行われております。国や県、私どもの町においても様々な対策を協議されてきたと思いますが、今後も物価高騰や経済的不安は強いと感じます。

そこで質問です。

物価高騰対策について。

物価高騰に対する町民の負担軽減に対する支援の考えを尋ねます。

今回は、主に町長の考えをお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町の支援につきましては、新型コロナ発生後、町民の皆様には、公平公正な支援

が行き届きますように、これまでえがお支援給付金やプレミアム商品券などの事業を年次的に展開してまいりました。

また、個別には様々な業種等への支援も行ってまいりましたが、農業分野においては、令和４年度で一次産業資材等の支援事業を実施したところでございます。近年の物価高騰等が農業経営を圧迫している現状を踏まえ、「農業のまち 東串良」を守るためには、農業者皆様の経営安定を図ることが最重要課題だと位置づけ、本年度、町独自の資材高騰対策支援事業にも取り組んでいるところでございます。

これまでチラシの全戸配布や広報紙で御案内し、一斉受付を２回実施いたしましたところ、現在、農業者、漁業者合わせて１４０件の補助金申請をいただいております。締切りの期限を来年２月末と考えておりますので、さらなる周知及び円滑な事業推進に努めてまいります。

ただいま国会においても、経済対策等については、審議中でございますが、本町においても今後の景気動向を注視し、社会情勢を考慮した上で、令和７年度以降の資材高騰対策支援事業については、適時、適切に判断させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

２番 小川議員。

２ 番（小 川）

今答弁いただきました新型コロナの発生から公平公正な支援が行き届くように年次的に施策のほうを執行されてきたと。また町独自でも農業の安定を図るために、様々な政策のほうを検討し、実行されていたということをお聞きいたしました。

ここ数年、本当に物価の上昇が続いており、この物価の上昇がなかなか先が見えないような状況になっていると私も不安を感じます。今おっしゃったように、社会情勢を考慮し、今後も国、また我が町としても必要な政策支援について検討していきたいということでしたが、お尋ねしたいんですけれども、例えば今後、物価高騰、経済的不安、ますます強くなっていくと考えた際に、どのような形で、この物価高騰に対する不安、町民の不安の声を収集されていくのでしょうか。

また町長においては、先ほど言われましたように社会情勢を考慮し、町のために様々な支援をしていくというようなお気持ちを伺ったんですけれども、今後も町独自で様々な政策を行っていく場合の財源とか、そういったものも考慮し、どのような形でおっしゃられたのか、お尋ねします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

確かにおっしゃるとおり、財源、一番大事な部分で、議員、常日頃から指摘があるところでございます。もちろん財源なくして事業はできないというのは私どもも承知いたしております。

今後の物価上昇対策については、どうするのかという町独自の考え方につきましては、先ほど町長からありましたとおり、国の経済対策が打たれるような話でございますので、それにのっとりまして、町もやっていきたいというふうに思いますし、財源に余裕があるようであれば、またいろんな公平公正な全町民に行き渡るような施策も展開していきたいなというふうに考えているところです。取りあえずは、国の動向を注視していきたいというところで御理解いただきたいというふうに思います。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今答弁いただきました。とても分かりやすく理解できましたが、できれば町長のほうからそのようなお言葉を聞きたかったと存じます。今おっしゃったように、国の支援のほうは今様々と協議されており、今後も新しく追加事業のほうが開発されていくと思います。しかしながら、国の打ち出される支援というものが我が町にとって十分に支援に値するものかどうかということについては、やはり町長自らがリーダーシップを取って、何が一番我が町にとって必要なのか、必要とされていくのかということをしきりと把握するような、そういった計画が必要なのではないかと思っております。それを踏まえて、町の財源確保、また、今ある一般財源の中から考慮するというようなことをすることが必要だと思いますが、町長は、その点についてはどう思われますでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、課長が答えたとおりで、今、国のほうも財政支援というのを打って出るということですので、今言ってくるのが結局は非課税世帯というだけで、以前もそうでしたけれども、それだけではどうしても課税世帯というのにも逼迫している状況であったということで、前のときは課税世帯にも手を打ったことがありました。国の動向を見ないことには、こっちも手の打ちようがございませんので、そこは御理解いただきたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

先ほどお答えいただきました国の支援というもの、住民税非課税となる世帯への給付、また今回、住民税均等割のみの課税となる世帯への給付も行われました。子育てに対する強化ということで、そのうちの世帯の18歳以下の児童を持つ世帯に対しても支援が政府より行われ、影響の受けやすい低所得者への支援について様々な協議がなされていると思います。しかし、先ほど町長がおっしゃったように、結果的に所得としてはほとんど変わらない年金受給者や課税世帯には、近年の物価高騰による影響による支援が受けにくい状況にあります。そのため、町独自でコロナの際、支援をされたと思います。また、今回もやはりそういった支援を受けにくい方たちによる経済、生活に対する影響、不安が大きいと感じます。そこについては、今後、町長としてリーダーシップを取って支援のほうを検討されていくということによかったでしょうか。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

今、国会も開かれておりまして、予算の審議中でございますので、あらゆる予算が組み込まれてくるだろうと思っております。それを注視しながら私自身も考えていきたいと思っておりますので、先ほど答えたとおりでございますので、御理解くださればありがたいと思っております。

議 長 (田之畑)

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

国の動向を注視しながら、今後様々な支援を計画していかれるということでした。

今回、総務民生・教育産業委員のほうでも協議がなされていくかもしれませんが、町が行っている支援対策については、本当に助かったというような喜ばしい声もありますが、逆にこの支援ではなかなか不安に思っていたことが全て解決はできなかったというような声もあると思います。これまで町が行ってきた政策については、大変高く評価をしておりますが、その振り返りとして、その支援がいかがだったか。その支援で足りなかったものに関しては、どのように今後支援をしていくか。予算についても検討していくべきか。そういったものを今後も重要課題として持っていただき、議会のほう、予算のほうに、また事業のほうに組み立てていただきたいなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長（宮 原）

小川議員のおっしゃることは分からないものでもございませんけれども、支援の足らなかったという、具体的にどのような形でこうでしたということを教えていただければありがたいんですが、雲をつかむようなことをおっしゃられてもこちらは理解できませんので、どうか具体的をお願いします。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

今答弁いただきました内容についてお伺いいたします。

町は大事な税金を使って様々な事業を展開されます。その事業について、私ども議会のほう、また議員のほうにも説明をいただき、承諾をしております。その結果について、結果が分からないというようなことをおっしゃっているのでしょうか。分からないような政策を今後も続けていくと、そういった意味で言ってるんでしょうか。その内容を私たち議員、議会のほうに求めているということでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

具体的に町民の声というのは、どのような声なのか教えていただければありがたいのですが。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

今のお答えからすると、町のほうでは、そのような声は収集される予定はないということでしょうか。つまり私たち議会のほうから声が出ない限りは、そのような声を聞く機会を設けない、検討しない、そういったことも今後されないということでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

行政が一生懸命やっていますけれども、国・県とかの動向を見ながらとさっき言い

ましたけれども、不足なところの声があるなら、また支援していきたいと思っております。そこは御理解いただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

執行部の方々が常々一生懸命様々な事業に対して協議なされ、そして町民のことを思い、取り組んでいらっしゃることは重々に理解しております。今の答弁をいただき、私のほうも少し安心をいたしました。私は、職員が仕事のほう、そちらのほうに力を注いでいないというわけではなく、先ほどの町長の答弁について少し疑問に思ったから質問させていただきました。

今おっしゃるように、物価高騰による経済的不安というのは、個々様々です。農業であつたら農業、水産だつたら水産、一般で働かれてる人が一般の悩みがあります。そういったものを含めて、今後より声を聞けるような機会を設けながら、真に町民の不安に沿えるような政策展開をしていただけたらなと思いますので、最後にお聞きします。そのような形で、今後も進めていただけるということでよろしいでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

住民の声というのは真摯に受け止めていきますので、これからも。真正面に受けて、そういう声があつたらお聞かせいただければありがたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

では、住民の声のほうを真摯に受け止めていただき、またこれまで行われてきた支援策についても必ず振り返りをしながら、またよりよい町民のニーズに合った支援の展開をお願いしたいと思います。

次に、待機児童について、質問させていただきます。

保育園、幼稚園、学童施設に対する現状と対策について尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

まず、保育園についてですが、町内には、青葉保育園、豊栄保育園、柏原こども園、なないろ保育園の4園があり、令和6年12月1日時点での待機児童はございません。

次に、学童施設についてですが、町内に柏原児童クラブと青葉、豊栄児童クラブがございます。柏原児童クラブにつきましては、定員40名に對しまして43名を受け入れているとのことで、原則としては卒園児を対象としておりますが、卒園児以外についても状況を鑑み、都度受入れを行っております。柏原小学校の児童につきましては徒歩、池之原小学校、串良小学校、高山小学校の児童については、園バスにて送迎を行っております。

青葉、豊栄児童クラブにつきましては、定員80名に對しまして、令和5年度90名、令和6年度96名の申込みがあり、抽せんにて80名の児童を決定しているとのことであります。抽せんに漏れた方については、待機登録をしております、空きが出た場合、優先的に受入れを行っております。

今後の対策といたしましては、保育園入所に関しましては、待機等発生していない状況ですので、これまでどおりの保育を行っていくところでございます。

青葉、豊栄児童クラブにつきましては、園の現状として安全に預かりを行うことのできる人数として80名が適切であると判断しているところであります。

また職員の募集をしていますけれども、人材不足であることから、定員を増やすことは困難であると考えています。ただし、年度当初こそ、定員を超えていますけれども、夏休み終了時には、全ての待機者の受入れが完了しているという現状もございます。

このような経緯を踏まえまして、青葉、豊栄児童クラブと緊密な連携を行い、待機解消に向けて取り組んでいきたいと考えております。

幼稚園につきましては、教育長から答弁をいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

3歳から小学校入学まで入園できる幼稚園は、全国どこでも共通の教育課程の基準である幼稚園教育要領に基づき、教育が受けられるようになっています。幼児期に思い切り遊ぶことで、その後の学びや創造性が豊かになると言われています。このため幼稚園では、遊び中心の活動を行っております。

池之原幼稚園では、「たくましく素直に瞳輝く子どもの育成」を教育目標とし、4人の園児が教員や事務職員等の下、健やかに成長しています。保育時間は午前9時から午後2時までです。平日は午後2時から午後4時まで、夏休みその始まりと終わりにそれぞれ1週間程度預かり保育を実施しています。我が子を3歳まで家庭で育て、満3歳になったら幼稚園入園させたいという保護者がおられます。また、午後4時以

降も預かり保育があると入園させたいという保護者もおられます。このことを受け、教育委員会としましては、今後、平日の延長保育に取り組むこととしております。

待機児童を利用資格があるにもかかわらず、幼稚園等が不足していたり、定員がいっぱいであるため入園できず、入園を待っていたりする児童のことと定義した場合、町立幼稚園における待機児童はおりません。

教育委員会としましては、今後とも幼児の健やかな成長のために適当な環境を整え、心身の発達を助長することができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

ありがとうございます。先ほど学童保育に対して定員を超えているということで、現状のほう御説明いただきました。であれば、町長のほうに今回御質問させていただきたいと思います。

この定員を超える状況というのは、いつ頃から発生されているのでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

福祉課長に答弁させます。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（倉ヶ崎）

お答えいたします。ただいまの議員の御質問でございますが、過去何年間で定員を超えているというところまでは把握していないところでございますが、少なくとも昨年度と本年度は80名に対しまして定員を超えているという状況を把握しているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

喫緊でいうと2年間の定員を超えているという現状を把握しているということとし

た。

今回、やはり学童の在り方、町として学童の意味というものを町長はどのようにお考えでしょうか。この学童の子供たちが定員を超えて入れない、待機されているということに対してもどのように考えているか、お尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

待機児童というか、結局、幼稚園というのはあるんですけれども、そっちのほうに振り分けていけたら待機児童としてもありがたいなと思っておりますけれども、保育園に対する待機児童というのは、それだけ応募が多いということなんでしょうけれども、とにかく空きがあったときは、また受け入れるという体制ですので、そこは御理解いただきたいなと思っております。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

今の御答弁、幼稚園のほうに振り分けることが可能であればということでしたけれども、幼稚園のほうでは、振り分けられた、振り分けられたというのはとてもよろしくない表現かと思うんですけれども、希望して入ることができなかった児童に対しての受入れに関して計画があるんでしょうか。またそのようなことが可能でしょうか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

幼稚園では、学童保育施設を設置しておりませんので、今議員おっしゃることとは別の問題だと思います。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

改めまして、町長にお伺いいたします。現行では、そのような事業計画のほうは検討されていないということですが、そのような点も踏まえて、どのような考えをお持ちか、再度お聞きいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

保護者の方にお聞きしますと、やっぱり行き慣れた保育園のほうへやりたいという、幼稚園もありますよと言うんですけれども、いや、うちの子供は行き慣れた保育園のほうに出したいということで、そういう意向が強いのかなという、友達と離れたくないという子供さんの意向もあるだろうと思っておりますけれども。新規にそういうふうに申込みとかあるならば、幼稚園のほうに入れていただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

町長にお尋ねいたします。学童保育の設置の意義というものはどのようなものか。町長の認識でよろしいのでお尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

学童保育というのは、就学前の教育の一環でしょうけれども、そういう学校に入る前の…。ちょっと私の認識不足でした。すみませんでした。

議 長（田之畑）  
福祉課長。

福祉課長（倉ヶ崎）

お答えいたします。

学童につきましては、小学校入学以後の6年生までの子供を主に対象とした預かりになるかと考えております。また対象となる方につきましては、就業されている保護者の方々の御負担を軽減する意味合いの下、預かりをさせていただいているところだと把握しております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番 (小 川)

今おっしゃったように、学童というのは入学後の児童、また児童を保護されている保護者の方の負担軽減も兼ねて設置されていると存じます。今、最初のほうで説明いただいた学童の受入れ人数を鑑みましても、入学以後の児童全員を入れられることは、もちろん到底かなわない数字だと考えております。もちろん学童を利用する必要はないというような方々もいらっしゃるので、小学校に入られている人数全ての受入れ可能な施設が必要だとは思っておりません。ただ、いかんせん、やはり人数的には、ニーズに対して少ないのではないかと。またこれまでも少ないという状況で待機が出ているということが分かった上で、町長に再度お尋ねいたします。

この現状をお聞きし、今後どのような形で支援されていくのでしょうか。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

ちょっと私、勘違いしておりまして、うちの孫も学童保育に行っていたことを忘れておりまして、ああ、そうだったと思って。その詳細につきましては、福祉課長にお願いいたします。

議 長 (田之畑)

福祉課長。

福祉課長 (倉ヶ崎)

お答えいたします。

ただいまの議員の御質問についてでございますが、定員数につきましては80人ということで希望に対して不足しているところがございますが、先ほど町長のほうから答弁のほうがございましたとおり、夏休みを終えるとぐっと希望者が減りまして、定員を割り込むような形になってきているというところでございます。

こういう状況がございますので、園のほうにも一応定員オーバーしたときには、対応できないかという御相談もさせていただくんですけど、このような現状を鑑みて、園のほうもこれ以上、人数のほうをなかなか増やせない。また職員の募集をかけてもなかなか応募がないという現状もございまして、ここを増やすことは難しいというようにお話もいただいたところでございます。

それを踏まえての対応というところで御質問のところだと考えますが、こちらとしましても園と協議をしていく、そういった形でしか対応は今のところはできないような状況でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

今おっしゃるように、やはり昨今、多くのところで問題の職員不足ですね、職員不足により過剰な受入れをすることで、安心安全な環境、預かる環境というのが確保できないということで、なかなかその一事業所にそういったリスクを冒してまでお願いするというのは、私も望んでおりません。ただ、今そういった現状があるということ踏まえて、やはり何かしらの対策、支援というのを検討する必要があるのではないかと思った次第です。保護者が安心して働ける環境をつくるというのは、やはり町政の一つの重要課題だと思いますので、今後しっかりと取り組んでいただきたいと思います。その点については、今後しっかり検討していただけるということで、町長よろしいでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、課長が答えたとおりです。そのように対処してまいりたいと考えております。以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

ありがとうございます。

次の質問に移りたいと思います。

防災対策・計画についてです。

防災対策・計画について、町民への周知度と不安軽減に対する対応についての取組を町長に尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

東串良町地域防災計画につきましては、必要であれば適時、東串良町防災会議を開催し、関係機関等の協議の上、計画の見直しを行い、町のホームページに記載し、周知しております。議員も御存じのとおり、11月2日には、町内全域で津波避難訓練

を実施いたしましたところ、訓練参加者は約３００人と、多くの方に参加していただきました。今回の訓練は、豊栄地区を基本とした訓練でありましたが、豊栄地区のみならず、柏原地区や川西、新川西地区の方も自主防災組織の訓練としてなど自主的に参加してくださいました。このことは、町の広報紙や防災無線で周知したことはもちろんのこと、能登半島地震や８月８日に日向灘を震源とする地震が発生したことにより、町民の皆様の防災に対する意識が高まっていることの要因の一つでもあるだろうと考えております。

このように、町民の皆様も不安を覚えていることと存じますが、今年４月には、防災マップを更新し、振興会発送にて全戸配布するなどの防災に対する周知を行っております。

また、各集落で結成している自主防災組織における自主訓練時にも要請があれば、防災マップ等の活用方法を東部消防署、町消防団、職員が説明しているところでございます。町民一人一人が防災マップを活用し、事前の避難経路や避難場所等の確認に活用していただければありがたいなと思っております。今後も定期的に訓練を実施し、広報紙等で防災対策の周知はもちろんのこと、小中学校への防災教育等、防災に対する位置づけにつながる取組を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

２番 小川議員。

２ 番（小 川）

防災については、毎回質問させていただき、同様の答弁をいただいていると思います。今回、通告書のほうに書いているんですけども、私、周知度についてお伺いしております。周知度についてはいかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり、周知等については、物すごく周知されているということで思っておりまして、台風の時も約３０名の方が自主的に避難されておいでいただきました。これも皆様方それぞれ周知されているんだなと思っており、これも感謝申し上げます。自主防災の根底につながっているのかなと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

２番 小川議員。

2 番 (小 川)

物すごく周知をされているということでしたが周知度についての評価というのはどのようにされているのでしょうか。主観でしょうか。また、今回、30名の方が避難されていて周知されているんだなということですが、それは避難場所についての周知だと思います。今回の通告のほうにあります不安軽減に対応する取組、そのための周知度、例えば今おっしゃったように11月2日避難訓練、またこれまでも避難訓練を実施されてきていると思います。その中で300人、またこれまでも多くの方が参加していますが、その方にどのような不安があるのか。その不安を踏まえて防災会議、計画の見直しが通常であれば行われるべきだと思いますが、その部分について説明がないように感じますので、その部分について、簡単に説明をお願いします。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江 口)

確かに防災訓練、何のためにするのかという視点に立ったときには、住民を守るんだ、住民に避難、いろんな防災意識の向上を図るんだということが一番大事だろうというふうに思っております。私どもも防災無線、あるいは消防団を通じまして訓練参加ということでもお願いをさせてもらっているところでございます。

周知方法につきましては、一番防災マップというのをこの間配付させていただきましたので、それが文書的には一番網羅されている部分なのかなというふうに思っております。

日々の訓練につきましては、今、町長からありましたとおり、豊栄、この間の津波避難訓練とかいう部分でやっておりますし、あとは自主防災組織の中でも訓練をやっているところでもございます。

今回は、福祉施設での避難訓練もあったように記憶しております。こういう形で避難訓練も適時やっていきたいと思っておりますし、また福祉施設のみならず、関係施設との連携を取りながら今後もいろんな形で調整していけたらいいのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議 長 (田之畑)

2 番 小川議員。

2 番 (小 川)

執行部のほうがこれまで町民の不安であったり、未曾有の自然災害に対して少しでも皆さんの命の安全、生活の安全を確保するために様々取り組んでこられたのも承知しております。しかしながら、やはり不安が拭い切れない方々がいらっしゃいます。

行政のほうがないというわけではありません。ただ、町民の方から不安があるということは、行き違いが起きているのではないかなと感じているところです。せっかく執行部の方々、職員の方々がお休みの日を返上して、そのように町民のためを思っているいろいろな取り組んでくださるのにもかかわらず、そのような不安が軽減されないというのは、大変遺憾だと思います。つまり行った事業、避難訓練とか何でもいいんです、そういった事業に関して、その行ったことに対して、住民が不安が軽減されたというような言葉の評価をやはり今後行っていくべきだと思います。公助、自助、共助とあります。自助と共助でできない部分、自助がなかなか難しいという部分に関しては、公助、共助で支えなくてははいけません。そのサポート役となるのが公助、町の役割だと思いますが、その点についてはいかがでしょうか、町長をお願いします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
ちなみに自主防災組織が立ち上がっております。それぞれ机上の訓練といいまして、地域に90歳はどこ、80歳はどこか、70歳はどこ、足の不自由な方はどこという、自主防災組織で認識していただくことが大事だろうと思っております。隣近所、不安を払拭するには、私があなたに声をかけますからという、そういうのを町で、公助のほうでやるべきかなと思っております。今からこの自主防災組織に対してもこういう指示というか、そういうのを机上の訓練というものをやっていただきたいということで、それを伝えていただければありがたいなと思っております。  
以上です。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）  
自主防災組織で担っていただくことが大事ということで、今答弁をいただきました。では、自主防災組織のほうで担えない部分については、町のほうは把握されているのでしょうか。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）  
自主防災組織ということで本当に大事な部分、いわゆる共助の部分だろうと思いますが、現在、自主防災組織につきましては大体85%ぐらいが組織されております。その85%の自主防災組織につきましては、ほぼ毎年1回の訓練をされているやに思

っております。また、役場のほうに要請があれば、消防署とも連携いたしまして、いろいろな消火活動、ないし防災に対する講話等を実施していておりますし、今後もそのような形でやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

85%ということで大変高いパーセンテージのほうを提示していただきました。今後もこれを100%に近い割合で進めていかれると思います。このように高いパーセンテージを出されていて、その方たちとの連携があるということで、また再度お伺いいたします。町民の不安というのは何でしょうか。消火訓練などで火災に対する不安のほうは軽減されるかもしれませんが、それ以外に対する防災に対しての不安というのはどのようなものがありのでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

町民の皆様、いろんな不安があろうかと思いますが、その不安を解消するために訓練をするものと理解していただきたいと思ひますし、もちろんそういう意味でも自主防災組織が活動しているというところでございます。

町としてその不安解消をどうするかということになりますと、どうしても周知を図らないといけない。どういう周知か、防災無線か、いろんなアプリかということも含めて住民の皆様には先ほど言いましたとおり、防災マップを網羅した中で周知しているものというふうに思っております。先ほどから議員もおっしゃるとおり、公助には限界があります。ですので、自助、共助という部分を大事にしていくべきものなのかなというところでございまして、それに対しても、自主防災組織には、交付金も活動先には交付いたしておりますので、その辺も生かしていただいて、各集落の中で対応していただきたいというふうに考えております。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

今おっしゃったように公助には限界がある。だからこそ自助、共助、様々な不安をどこが解決できるのか、どこが担い手となって主として動けるのかということを防災会議ですかね、そういったところで話し合うことで、より効果的な事業展開ができる

のではないかと思います。

先ほども言いました不安軽減のために周知を図る、周知を図る上で周知度を確認しなければ、どの程度周知が必要かというのも分からないと思います。こういった点も踏まえて、今後周知度を図る、町民の実際の声聞くようなそういった事業を展開していただきたいと思います。

次に、建設中の給食センターについて、お伺いいたします。

レイアウトの変更の有無と大き過ぎるという声について、町長の説明を尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

レイアウトの変更の有無と大き過ぎるという声についての町の説明を尋ねるということでございます。

お答えします。

ただいま建設中の学校給食センターにつきましては、これまでも担当課から幾度となく詳細な説明をしてまいりましたが、平成21年3月に学校給食衛生管理基準が改正され、学校給食施設の作業区域を汚染作業区域と非汚染作業区域などに区分することとなっております。汚染作業区域には、原材料の鮮度等の確認及び根菜類等の下処理を行う研修室、食品保管室、食品の選別や洗浄等を行う下処理室、食器や食缶等の搬入場所を設置することとなっております。

また、非汚染作業区域には、食品の残渣、煮る、揚げる、焼く等の加熱調理や加熱処理した食品の冷却等を行ったりする調理室、配膳室、食缶の搬出場所、機械、器具等の洗浄や消毒等を行う洗浄室等を設置することとなっております。

さらに、調理室、更衣室、休憩室、調理員専用トイレ、学校教諭や学校給食事務に従事する職員の事務室、ミーティング、食の指導等を行う研修室も設置する必要があります。

ただいま建設中の学校給食センターにつきましては、この基準を踏まえつつ、設計がなされており、食数、調理員や事務従事者等の人数によっては、諸室の面積が多少狭くなることはありますが、食数、調理員や事務従事者等の人数が半分になったから諸室の面積も半分になることはないと考えております。

なお、学校給食センターは、中学校、体育館等で開催される行事の際の保護者等の駐車場としても活用することとなっております。

レイアウトにつきましては、今まで述べましたことなどを考慮しつつ、設計を終え、議員の皆様には、議会で説明の上、承認していただいておりますので、変更することはありません。

学校給食センターは、現在施工中であり、町といたしましては、令和7年9月1日の開所に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

今の説明で適切だということで理解いたしました。

では、この給食センターの財源については、建設とか、その他にも含めてなんですけれども、それらに関する財源というのは、どこから出てくるんでしょうか。

また本町の計画される予算は幾ら程度を計上されていらっしゃるのでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

詳細については、総務課長に説明させます。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

今まで何回となく説明をさせていただいたやに思っております。給食センターにつきましては、大体16億円かかります。そのうち補助金が一億数千万円です。その残りはできる限り過疎債を活用できるように町長も含めて、私たちもいろんなところをお願いに行ったりというような形で確保するような形で一生懸命頑張っておりますし、これからも頑張っていきたいというふうに考えておりますので、補助裏の15億円ぐらいは過疎債でやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

では、過疎債が15億円、そのまま丸々使えなかった場合はいかがでしょうか。その際にも、このような同規模のほうの建設をなされましたでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

## 会 議 の 経 過

これも前回の議会で答弁させていただきましたとおり、過疎債が使えなかった場合につきましては、基金等を活用し、対処していきたいというふうに回答もさせていただきましたので、今も何らその方向性は変わっていないというところでございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

では、過疎債の15億円が使えなかった場合は、基金を取り崩して16億円を町の財源から捻出するということでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

過疎が使えなかった場合につきましては、そのようなことも考えられるということで、御理解いただきたいと思います。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

今回、給食センター、議会の承認が得られたということでした。私どももなぜこのような議案を通したのかと言われることがあります。給食センターが雨漏りをしたという執行部の説明、そして早くに対応しなくてはいけないというような時間を迫るような内容だったので、こういった形で承諾をさせていただきました。本来であれば、町民の意見を聞く、またないし5か年計画とかそういったものも含めて慎重に考えていくべき案件です。しかしながら、今回はこのような形で採決をさせていただきました。私どももこの予算については承認いたしましたので、その点については理解しておりますが、レイアウト、本当にこの給食センターの大きさで、今の児童、そして今後の児童で適切なかどうか。例えば災害があったときに防災食、防災食というわけではないんですけれども、食事の提供をするためにこのような広さが必要なんだというような様々なお話もあったんですが、実際に、防災を踏まえた給食センターというのは全国で、最近私調べたんですけど9か所くらいしかありません。つまり災害のときに、給食センターを使用するにはやはり何らかの制約があると感じます。そういった制約が今回のこの給食センターでも鑑みられて、このような大きさになっているのか。それともそういったものはなく、給食センターとして今後児童も減っていくけれども、基準としてはこのような大きさしかないということで、今後進められていくのか、その点について再度お伺いいたします。

議 長（田之畑）  
管理課長。

管理課長兼学校給食共同調理場所長（中小野田）

お答えいたします。

今の既存につきましては、先ほども町長が答弁されたように学校給食衛生管理基準に基づいて設計されておりますので、この設計にレイアウトを変えることは考えておりません。また防災の中身でございますが、今の給食センターにつきましては、非常時のために発電機を取り入れてございます。そのときに町民の皆様が災害のときには、それに対応できると。3日間は、それで給食の提供、給食というか災害時の食べ物も支給できるというような状況で、それらも踏まえまして今設計に盛り込んでおります。今後も今の食数でいいかということでございますが、今現状は700食ということでございますので、これに準じて今の給食センターの大きさに設計のとおり施工していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

衛生管理基準についてです。こちらのほうは、当然守らなくてはいけない基準になっております。しかしながら、この衛生管理基準に沿った形で、様々な工夫とか検討することで、規模というのは、本来第一案、第二案、第三案という形で広さをもしかしたら検討できたのではないかなと思っております。しかしながら、災害時の食事の配給も考えた広さということで、このような広さという形で今答弁いただいたと思います。もし間違っていたら訂正をお願いします。それも踏まえて、この規模ということではよかったでしょうか。

議 長（田之畑）  
管理課長。

管理課長兼学校給食共同調理場所長（中小野田）

お答えします。

今の広さにつきましては、700食ということの前提でございますが、災害時のときには、災害時のための町民への食事を提供できるような形も考えておりますので、給食だけではなく、またそのような形でもできるような設計となっております。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

衛生管理基準に沿った広さというのは分かりました。ただ、それ以外の会議室ですかね、そういったものに関しては、今後どのような形で使うのか。使わないことが多いような形で有意義な利用活用をお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。

オーガニック食材の導入について、質問いたします。

本町でオーガニックの需要と供給についての考えを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

島根県江津市における有機農産物を給食に使用した我が町のオーガニックの取組でしょうか。いいですか。

給食に使用した取組は地域の特色を生かした優れた事例だと認識しております。一方で、本町の農業形態や現状に鑑みた場合、オーガニック食品の給食導入には幾つかの課題があると考えております。

まず、本町の農業の現状でございますが、主要作物であります施設園芸、水稻、露地野菜につきましては、慣行栽培でございます。特に本町では、ピーマンやキュウリをはじめとした施設園芸が盛んであり、これまで長年にわたり減農薬や持続可能な農業技術の導入により、積極的に取り組んでまいりました。これにより既に一定の安全性が確保された農産物が生産されています。

また、町内には有機 J A S 認証を取得した生産者がいないため、オーガニック食材を安定的に供給する基盤が整っていないのが現状でございます。

次に、食の安全に対する考え方でございますが、食の安全性は、有機栽培だけに依存するものではありません。本町では農産物の生産、流通過程において、安全性を確保するため必要な取組を進めております。例えば、減農薬や適切な品種、品質管理を徹底することで、給食における安心安全な食材提供を実現しています。

さらに、財政的課題といたしましては、有機野菜や有機米は、市場価格が比較的高いため、給食に導入する場合には、追加の財政負担が発生いたします。その財源をどのように確保するか併せて有機農産物における定時、定量、定質の問題についても検討が必要かと考えております。

今後の検討方針でございますが、地域農業の発展や子供たちの健康増進を目指す観点から、他自治体の事例を参考にしつつも地域色、地元産食材のさらなる活用や持続可能な農業の普及促進については、引き続き検討してまいります。その中で、有機農業の導入を希望する生産者への支援策についても柔軟に対応してまいり所存でございます。

ます。

現段階におきまして、オーガニック食材の導入は難しいものの、中長期的視点で地域の実情に即した給食の在り方を模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えします。

学校給食は、学校給食法に基づき実施され、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであると認識しております。

学習指導要領においては、特別活動の学級活動に、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成について示されており、自分の食生活を見直し、自ら改善して、生涯にわたって望ましい食習慣が形成され、食事を通してよりよい人間関係や社交性が育まれるようにするものであることが求められています。

食を取り巻く社会環境の変化により、栄養摂取の偏りや欠食といった食習慣の乱れに起因する肥満などの生活習慣病、食物アレルギー等の問題が指摘される現在、家庭との連携が今後さらに必要になります。心身の健康に関する内容にとどまらず、自然の恩恵への感謝、食文化、食糧事情などについても、各教科の連携を図りつつ指導を行うことが重要であると考えます。

オーガニック食材は、環境にも配慮した加工品となり、オーガニック給食は、子供の心身を支える上で欠かせない栄養食の一つであることは認識しております。オーガニック給食を導入することで、地域経済の活性化、食育の環境を促進し、子供の心身の成長を手助けし、環境保全にもつながるようです。

一方、オーガニック給食は、食材の値段が高い、収穫量が少ないので安定した食材の仕入れが難しい、獣害リスクが懸念されるなどのデメリットもあるようです。

教育委員会としましては、今後とも安定した食材の仕入れに努め、児童生徒に安心して安全な学校給食が提供できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

今回、オーガニックに関連する質問を同僚議員のほうが行われるようなので、一言だけお伝えしたいと思います。

オーガニック給食も含めてですが、本町では限られた面積の土地しかありません。

その面積を生かして様々な可能性を含めた今後オーガニックの検討に進めていかれる必要もあるのかなと思ひまして、今回質問させていただきました。

最後に6項目です。東串良音頭についてお伺いいたします。

このいきさつについて尋ねたいと思います。先般、東串良音頭のほうが開催され、説明の中で、作詞のほうを町長がなされたということをお聞きいたしました。予算も含めてどのような予算で、あと町長がなぜこのような形で作詞をしようとしたのか、お伺いいたします。ひとえにこの質問をしたのは、例えば今まで東串良音頭がなかったのか。なぜ東串良音頭を今回つくろうとしたのか。そして東串良音頭の作詞ですよ。例えば、町の代表となる音頭であれば、何曲あるか分かりませんが、1曲目は子供たちに、2曲目は成年に、3曲目は高齢者に、町の代表となる歌なので募集をかけてそういった作詞を募集し、そして皆様から選んでいただける。そして町の今後も受け継がれていく大切な音頭、歌詞という形でつくられてはよかったのではないかなという思いもありまして、質問をさせていただきました。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

誤解のないようにお願いします。これは音頭じゃありませんので、私が作詞したのは。私の町に対する思いを作詞しただけのことであって、私的に作成したものでございます。予算を使ったとかなんとかじゃなくして。

現在、東串良音頭というのは、各学校、柏原小学校、池之原小学校、中学校とか現在も使われております。そういう中で、もう一つ踊りに対する歌があったらいいなという思いを込めまして、私が懇親しておりました柏原の安莊さん夫婦に声をかけたら、いいよ、町長つくったらいいよということで、安莊さんのほうがウメムラシロウさんという方が作曲された曲があるから、それに乗せてやればということで、こころよく引き受けてもらいまして、じゃあ、作詞をどうしましょうかということで、田尾さんと4人で、ただ話を出して、東串良の名称、名産があつて、そういう中でピーマン、キュウリとかを入れたらどうかなと思って、そうしたら心足らず、日本一の牛肉もあつたのになと思ひながら、牛を入れなくて、それとウナギもあつたのになと思ひながら、半端な歌でありましてね。ただ皆さんが喜んで踊られる、そういう踊り、ただ題目は「輪になっておどろう」ということになっておりますので、それは誤解のないようにお願いいたします。

そういうことで、今現在歌われている安莊ミイ子さんという方が、自分でもテイチクレコードに所属していらっしやいまして、今持っていちゃる安莊ミイ子節というすばらしい歌もあるものですから、あなたのあの明るい声で何か一つ欲しいということがあつたんですよ。失礼ながら、この東串良音頭は民謡歌手でありました、ナカムラケンイチさんの歌であつたものですから、ただ、民謡調じゃなくて、ちょっと演歌調に乗つけたノリのいい歌に仕上がりゃいいなと思った思いでございます。ただ、

## 会 議 の 経 過

このCDについては、安莊さんから預かっておりまして、いつでも皆さん、聞きたい、踊りたいという方があれば、いつでも私のほうで預かっておりますので、そういう御希望があれば。ただ、まだ入りたい言葉があったんですけども、入れれなかったのは残念ですけども。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

いきさつについて、十分な説明をいただいておりますので、説明をいただき、大変感謝しております。

今回、この歌の主となるものは行政ではなく、個人的な依頼ということでしょうか。その中で4人で歌をつくって、個人的に楽しむためにつくられて、その中で今回音頭として掲載されたということでしょうか。行政は特に関係ないということでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

・・・好きでなければ聞かなくていいというだけのことでございますので、もちろん私的なことでしたので、すみません。出過ぎたことをしてしまいました。すみません。

議 長（田之畑）

しばらく休憩いたします。

休 憩 午前10時54分

— ◆ —

再 開 午前11時03分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1 番 上池勝彦議員の発言を許します。

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

それでは通告に基づきまして、一般質問を行います。

まずは台湾との国際交流についてであります。

昨年も九如郷の郷長をはじめ、多くの方が来町されました。議会からも議長と副議長が出席されました。今年は11月11日に九如郷の郷長をはじめ、多くの方が来町され、表敬訪問交流会が行われました。今回も議会より、議長、副議長が出席予定でしたが、出張のために上園議員と私が代わりに出席することとなり、大変感動いたしました。

そこで、一つ目の質問ですが、どのような経緯で、本町へ来町されたかを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

鹿児島市のマリンポートには、現在22万トンクラスのクルーズ船を受け入れられるよう整備されています。ただし、一度に1万人規模の乗客の訪れとなれば、受入れ対応は厳しい状況となるため、いかに分散させて上質な本来の観光を提供できるか模索する中で、錦江湾を利用した交通網をと声が上がるようになり、船を利用した大隅への誘客の計画がなされました。大隅半島においては、今までクルーズ船からの乗客が訪れることはなかったわけですが、完成形ではないけれども鹿屋港に乗降施設を設けて官民連携で調査、試験的に運行をクルーズ船の船員などの協力を得て行ったところ、その効果は素晴らしいものがあつたとお聞きいたしております。

このことをきっかけといたしまして、大隅の食を堪能し、観光を盛り上げるために、大隅半島の自治体と台湾の自治体との橋渡し役を鹿児島市にある船舶代理店の共進組の社員の方が進められ、交流が図られております。

令和3年7月には、中福岡台湾総領事が本町へお越しいただいております。さらには、令和5年2月に台湾屏東県九如郷の郷長と町長のZoom会議を開催いたしました。その後、同年7月には、九如郷長御一行が本町へ来町されまして、その際、町議会からも議長や副議長にも同席いただき、その状況は広報紙等でも紹介させていただいたところでありました。

そして今回、九州へ来られるとのことで、本町へもお立ち寄りいただいたという経緯でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

経営については理解できました。表敬訪問交流会の中で、郷長より宮原町長に対しまして、ぜひとも私どもの町にお越しくださいということをおっしゃっていただきました。今

## 会 議 の 経 過

後、九如郷との交流がなされるのか、今の時点ではまだ分からないでしょうけど、参考までに台湾との協定などを締結している自治体は、九州にどの程度あるか。そのうち、鹿児島県内はどの程度か、尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

台湾側自治体と友好交流協定や覚書、姉妹都市盟約などの締結を行っている自治体は、公益社団法人、日本財団法人、日本台湾交流協会の情報によりますと、九州管内で27自治体ございます。そのうち、鹿児島県内は、鹿児島県、出水市、阿久根市、南さつま市、曾於市、伊佐市の6自治体があります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

九州にはまた鹿児島県内にも多くの自治体が様々な協定など交わされていることを理解しました。全国規模となりますと、相当多くの自治体が台湾との交流を行っているということが想定できます。最近、あるいは数年以内でもいいので、鹿児島県内で協定まで締結している自治体が分かれば教えてください。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

県内で最近提携を交わしたところがあればというお尋ねでございますけれども、最近で申し上げますと、最近で申し上げますと、今年の1月22日に鹿児島県が交流促進覚書を交わしております。

それから同じく今年の1月31日に、伊佐市が友好交流協定を締結しております。それから参考までに、昨年となりますと、1月31日に南さつま市が友好交流協議、それから昨年の5月16日に曾於市が国際交流促進覚書を交わしております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

いろいろありがとうございました。今後の参考になると思います。

では、この質問の事項の最後となりますが、台湾屏東県九如郷との交流について、今後どのように考えておられるか尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

九如郷長からも再三にわたり、ぜひとも私どもの町にお越しいただきたいと言われております。先月、来町された際に、郷長より台湾にお越しいただく際の時期は、来年の5月頃をお勧めしたいとのことでありました。九如郷は、本町と同じく第一次産業が盛んで、農産物は九如郷の経済の源であると伺っております。郷長御一行様が来町される際は、本町職員と台湾九如郷役所の職員等が連絡を取り合って調整を図っております。このことから、まずは事務方で九如郷の視察や職員間で直接会って、通訳を交えての意見交換等を行い、来年5月、台湾訪問に向けて調整を図ってまいりたいと考えております。

私自身は、鹿児島県町村会が来年、令和7年1月に計画している令和6年度町村長海外視察研修に参加することになっておりますので、視察先は台湾でありまして、視察候補地として、九如郷の属する屏東県を視察する可能性もありますので、その際には、いろいろと現地にてお話を聞きたいと思っております。その上で、今後、仮に交流を進めていくことになると、親善交流を目的とした訪問事業で、九如郷が主催する事業への参加や、児童及び生徒との交流、経済またはスポーツ交流などが考えられます。

参考までに、鹿児島県内6自治体の台湾側自治体との提携形態につきましては、鹿児島県が交流促進覚書を、出水市が姉妹都市盟約協定を、曾於市が国際交流促進覚書を、阿久根市、南さつま市、伊佐市が友好交流協定をそれぞれ締結されておりますので、これらの内容も参考にしながら、今後の交流につきましては、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

まずは、相手のまちを知る上からも、実際に九如郷を訪問することも大事であると思います。交流につきましては、検討していくという答弁をいただきましたので、次

の質問に入ります。

二つ目の質問事項ですが、県道沿いの景観保全についてであります。

まず1点目の質問ですが、池之原小学校下の信号機のある交差点から役場方面へ向かう途中の総合センターへ下りるまでの区間の県道沿いののり面部分は、どこの所有かを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

池之原小学校下の交差点から総合センターまでの県道沿いののり面部分につきましては、一部町道、水路敷を除き、鹿児島県の所有となっております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

ただいまの答弁で、町道などの一部を除いて県の所有であることを確認しました。雑草や木々が生い茂っただけではなく、直接交通に支障を来すところはないと思いますが、電線等にもかかっている状況にもなっております。景観保全の観点から何らかの対策を講じられないか尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、県が所有していることから、大隅地域振興局建設部土木建設課で歩道及び車道の維持管理が行われております。歩道及び車道の除草作業につきましては、毎年8月上旬と12月末までに年2回の頻度で行われておりますが、のり面部分につきましては、県道を通行する車両や歩行者に特段影響はないということから優先度が低く、予算確保の観点からも定期的に行わないということでありました。

また、除草作業の要望等がある場合は、年度初めに鹿児島県へ連絡していただければ検討していただけるとのことを確認したところでございます。

なお、地元住民から要望書を提出することで、のり面部の張りコンクリートなどのメンテナンスフリーを実施できる可能性もあると回答をいただいております。この回

答を受けまして、大隅振興局土木建設課に対しまして、積極的にメンテナンスフリーを含め、相談しながら、議員お尋ねの箇所について要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

ただいま県への要望を行っていただくとの答弁もいただきまして、最近では、池之原小学校正門周辺ののり面も整備され、役場下の道路も年次的に整備され、今後も豊栄方面への整備がなされていくものと思います。

また、県道下は、遊具やウォーキングコース、バスケットコートなどがある公園も定期的に除草作業があり、週末には家族連れも多く訪れている公園でもあります。

また、町営住宅やマンション等もあり、道路周辺ののり面部分が整備されれば、この地域の一体的な景観保全が図られ、美しいまちづくりがなされていくと思います。地域住民の要望が必要であれば、私も地元で話し合ってみたいと思います。町執行部におかれましても、今後、県への要望を行っていただきますよう、要請いたしまして、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に4番 瀬戸山譲一議員の発言を許します。

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

早速質問させていただきます。

まず1番目です。複合施設についてです。毎回言ってますけれども、そして今回もアンケートについてお聞きします。

なぜ私がアンケートにこだわるかということなんですけれども、アンケートも物すごく大事なことですよね。この複合施設をつくるに当たって、このアンケートが起点になっているわけです。アンケートで、町民の皆さんの、要するに、オーケーを得た、あるいは言質を得たということになれば、ここから全て出発するわけです。このアンケートというのは、最初からいわくつきでしたよね。モバイルアンケートで情報流出で、全国ニュースにもなりました。そして、私は、他町村の皆さんからも何回でも誰でもアクセスできるこのアンケートはおかしいですよと言っても、これは大丈夫だ、町民の皆さんの善意に任されているということで、強行されました。それで、このアンケートについて中身を公表してくださいと言っても、ランドブレインさんがまとめたやつを大まかな概要を発表されただけで、町民の皆さんのオーケーをいただきましたと。それに関して、反対意見はどうして出さないんですかと聞きましたよね。

出しませんということでした。これもおかしいですね。それで今、どういう経過をたどっていったかということは、町民の皆さんと語る会が先月ありまして4か所で町民の皆さんのお話を聞くことができまして、唐仁の集落センターである御婦人から質問が出ました。シルバーに行かれる方なんですけれども、お茶飲み場で、あのアンケートっておかしいよね。もうつくることを決めてるよねと。その後のアンケートっておかしいよねという話が出ているそうです。そして私の知り合いがある理髪店というか、理容室に行かれたら、そこの方々も言われたそうです。何でつくることを前提にしたアンケートなのって。まず、いつも言ってますけれども、そういうアンケートはおかしいって何度も言ってますけれども、まずつくることの是非、これを確認してからアンケートをやるのが当たり前じゃないんですかということ町民の皆さんの方々から、方々から声が出ております。だからこのアンケートはおかしいんじゃないかという、そういう御婦人の方々の意見、そしていろんな方から電話をいただいたり、この頃、駐車場でも声をかけられたり、田んぼからでも声をかけられたりして、おかしいよねって皆さんが知り始めたんですね。こういうやり方はおかしいんじゃないのって。だからさっき言いましたけれども、まずこの建設をするか、しないか、この是非から問うていかないといけないんじゃないかなということ町民の皆さんがよく言われます。つくることを前提にしたアンケートはおかしいと言われております。このことについて、町長は、私じゃなくて、町民の皆さんにはどういうふうに答えますか。教えてください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

まず、議員がおっしゃるつくることの意義ということです。事細かに総合センターの老朽化という、雨漏りとか、あなたも総合センターへ行かれますけれども、雨が降るたびに雨漏り用のバケツも準備しております。そこはまだ準備できるんですが、舞台の袖も雨漏りがひどくて、これは修繕、修繕で今までやってきました。これを何とかしなくちゃならないというのが根底にあります。それと老人福祉センターも古くなっておりまして、改修、改修で、お風呂も改修です。ただ、そういうことを根底に置いてつくらなくちゃならないと。それはもちろん3年後、4年後、5年後か分かりませんが、とにかく被害が出る前に、もし総合センターの屋根が落ちたときに、人命が損失されることのないように、それを前提につくらなくてはならないという考え方でございます。それが前提でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

今の質問は、そういうことを聞いてはいないんですよ。このアンケートのやり方、やり方なんですよ、だから。だからアンケートでやることを決めてから、それを決めていけばいいわけじゃないですか。町民の皆さんとのパブリックコメントをやったり、1年間アンケート、アンケートというか、2,000万円の予算をコンサルタントに出してから1年間町民の皆さんに全く発表していなかったじゃないですか。私は、何回も町民の皆さんに訴えるようにと言いましたよね。ようやく今年の1月号と2月号の町報に発表してて、もう話は進んでいたじゃないですか。だからこういうアンケートはおかしいと町民の皆さんが言ってるのに対して、どう答えますかということなんです。つくる、つくらないか、町民の皆さんとお話をして、それから決めていけばいいことなんです。だからそういうことに町民の皆さんが、あのアンケートはおかしいんじゃないの、なぜつくることを前提にしたアンケートをするんですか、なぜつくることの是非を問うてからやらないんですかと言われたときに、どう答えますかということなんです。町長がおっしゃる老朽化とか、雨漏りとか、そりゃ分かりますよ。だけどほかのやり方というのを全然協議されていないんですよ。私は、総務課長にも言いました。自治公民館をつくるべきだと。いや、それは無理だと。頭から否定されましたけれども、そうじゃないんですね。さっき、これからの世の中をつくる時に、自助、共助、公助といったときに、私は自助から始めるべきだと思っています。地域の人たちが自分たちで地域コミュニティをつくって、自分たちで物事を決めて、自分たちで問題解決を図っていく。これが基本になっていくと思います。これが世の流れだと思っています。だから詳細については、建設については、これからどんどんいろんなことをやっていきますけど、今日は時間がないので、アンケートについてです。だから町民の皆さんから、今の答えもなっていないので、町民の皆さんから何でそんなアンケートをつくるのといったら、今の答えには、答えようがないんですよ、それ。

次に行きますね。私の友人が言ったんですよ。このアンケートの最終決裁をしたのは誰よと。町長でいいんですよね、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。

新たな複合施設の整備に関わる世帯アンケートへの協力をお願いということで、昨年の12月に東串良町長 宮原順でお願いしておりますので、行政文書につきましても、どこの自治体でも首長名で通知や依頼等を行うのが通例でありますので、最高責任者は誰かと問われたら町長でございます。私です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

だからこれからもろもろ、これからどんどん話を進めていくわけですがけれども、今日の話は、ここで止めますけど、これしか提示をしていませんので、最終決定者、自分は執行執権者といつも言われていますので、これからいろんなこと、このアンケートについても、これで全然解決したわけじゃないので、ますます疑惑は深まっていますので、その責任者は町長ですねということによろしかったですね。

それで物事の進め方で、こういうまだごたごたしている中で用地交渉が進んでいるんじゃないかという話もいろいろ聞いたり、まだ私は自分で確認したわけではないので、次の質問ですけど、まだ全然不透明な中で用地交渉もむべに進んでいいものか。もし用地交渉で土地なんかが決まってから、さっき同僚議員が言いましたけど、過疎債なんかを得られなかったらどうするんですかと。私は総務課長に言いました。30億円が提示されている複合施設だけど、40億円、50億円の世界ですよねと言ったら、そうですと言われました。そうなった場合の過疎債は当てにできるんですかということもありますよ。だから、まだ全然不透明な中で用地交渉を進めていいものなのか、悪いものなのか。そして今既に用地交渉を進めているのか。これ、用地交渉を進めてしまって、既定路線というか、決まってしまってからじゃ取り返しがつきませんからね。町長、どうですか、用地交渉は進んでいるんですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

複合施設立地場所の最優先候補地として基本計画に盛り込む関係上、現時点におきましては、土地の測量調査や土地に関する価格算定のための敷地内立入調査等、そのほか、複合施設建設検討のために必要となる事項については、協議を行うために、同意書を徴している状況でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

すみません、ちょっと最後聞き取れなかったんですけれども、同意を何ですか。もう一回教えてください、すみません。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
同意書を徴している状況です。同意書。

議 長（田之畑）  
4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）  
分かりました。承りました。そういう状態だということですね。  
じゃあ、次に進みます。  
福祉行政についてです。  
今年の3月、4月でしたか。役場の包括支援センターを民間に受委託、民間にやっていただくということで話がありました。それで、その申請が8月31日をもってして、申請があるところと、根回し、手回しでやっていらっしゃったみたいですが、それがオジャンになったという話ですね。包括支援センターを民間委託、これが駄目だったと、8月31日をもってしてですけども、9月、10月、11月、もう3か月ちょっとになりましたけれども、その後、どうなったんですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。  
地域包括支援センターは、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう地域包括ケアシステムの中核拠点として、平成18年3月に東串良町高齢者福祉センター内に設置いたしました。  
地域包括支援センターにおける職員は、国の示す基準に従い、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種を配置することを基本としておりますが、現在、人材が不足する中で、これら3職種を確保することが難しいため、民間への地域包括支援センターの委託を進めたところでございます。  
これまでの経緯につきましては、4月に東串良町内の社会福祉法人を対象に意向調査を実施し、受託希望された2法人を対象に、プロポーザル方式による公募を行いました。諸事情により辞退されたため、10月に東串良町以外にも鹿屋市、肝付町、大崎町に範囲を拡大し、介護事業を営む営利法人を含めた事業所に対して、プロポーザル方式による一般公募を実施いたしましたが、これに対しても応募がなかったところでございます。  
このため、東串良町内において介護事業を営む株式会社南の太陽に対して、意向確

認を行ったところ、受託する意向を示されたことから、現在、審査等を行い、令和7年4月からの委託に向けて協議を進めているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

繰り返しますが、これだという進展はないという認識でよろしいですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今申し上げましたとおり、南の太陽に対して意向調査を行ったところ、意向を示された、受託の意向を示されたことから、ちゃんとお聞きください。現在審査を行い、令和7年4月委託に向けて協議を進めているところでございます。分かりましたか。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

いつも言うんですけど、なぜそこまで言ったかというのは、そういうことを議会にちゃんと話をしてくださいよ。いつも事後報告でしょ。こういう質問をしないとしない。そこなんです。だから、あえてそんな言い方をしたんですけど。今聞かないと分からないでしょ。それで決まったら、こうでしたといつも事後報告。これじゃ、駄目なんです。だからいつも福祉課長にも言ってますけれども、やはり町民、そしてそれを代表する我々に、議会にもちゃんと途中経過を言ってもらえないと、全て事後報告なんです。今、執行部と議会のやり方というのは。何回もここでも指摘してますよね。それであれば、来年の4月ですか、3月ですか、何とかかなりそうなんですか。

議 長（田之畑）

副町長。

副町長（大 園）

そのいろいろと経緯の説明、それは当然に必要でしょう。ただ、議会も委員会がありますよね。こちらは、最初このような方向性に持っていくということは十分に議員さんにも説明しました。ところが、途中の過程においていろいろと常時できなかった

部分があったわけであります。そこら辺りで、また次の施策をいろいろと進めていく中で、議会に対してもはっきりとお答えできるような案件ではなかったと。その感じもあって、9月には債務負担の3年間の分について、状況とその部分で説明をしました。だから、例えば議会においても、常任委員会があるわけですから、当然に調査権がありますので、そのようなことが分からないのであれば、当然に議会も受身じゃなくて能動的に委員会を開いて聞いてくだされば、こちら側もちゃんとお答えします。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

分かりました。というか、そのことで、唐仁であった集落センターで議会と執行部のやり取りについて、いろいろ話が出て、私もちょっと怒られてしまったわけですけども。いつも言うように、なぜかといったら、これは話は別にあるけれども、例えば一つにしても、農業改善センターの遊具施設についても、あれも全部決まってから随契でした、こういうふうに決めました、中身も全然公表せずに本会議の直前になって提示して、認めてくださいって、それもここで指摘しましたよね。だからそういう意味では議会と執行部も常時やっていかないといけないし、私は今、教育産業ですので、そのことに関しては総務民生の方々にも言って、今度12月議会でちゃんとそこは提示していかないということは、それは私も分かりました。

次に移ります。

社会福祉協議会へ年間どれほどの出資をしているか、教えてください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

社会福祉協議会につきましては、社会福祉法に基づく地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられております。地域福祉を推進する中核的な団体であります。

本町では、社会福祉協議会の活動について、地域福祉活動の推進に関すること、生活支援事業の推進に関すること、地域包括支援センターへの職員派遣、福祉サービスに関する相談、苦情に関すること、社会福祉協議会の事務運営に関することとして、東串良町社会福祉協議会補助金交付要綱に基づきまして、年間1,247万円の交付を行っているところでございます。

また、地域支え合いグループポイント事業や高齢者訪問給食事業、在宅の寝たきり老人等の寝具洗濯乾燥消毒事業として、社会福祉協議会に委託しているところでございます。

## 会 議 の 経 過

社会福祉協議会の自主財源につきましては、会員からの会費、共同募金の配分金、町からの受託事業費が主として聞いております。

一方で、社会福祉協議会の自主財源だけでは人件費を賄うことは困難であり、本町における福祉活動において欠くことのできない重要な役割を担っている団体であるため、本補助金を交付しているところでございます。

今後につきましては、社会福祉協議会との連携を図りながら、社会福祉協議会の自主財源の確保等について助言を行い、補助金の適正化について検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

ちょっとよく聞き取れなくて、再度確認します。

この質問のとおりトータルで幾ら出資しているか、まとめた金額を教えてください。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（倉ヶ崎）

お答えいたします。

令和5年度の実績でございますが、補助金といたしまして1, 247万150円、地域支え合いグループポイント事業といたしまして、108万7, 000円、高齢者訪問給食事業としまして、こちらは委託になりますが1, 900万円、在宅の寝たきり老人等の寝具洗濯乾燥消毒等で24万482円、合計いたしまして、3, 279万7, 632円を支出したところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

三千二、三百万円、大体そういう話は聞いておりました。そのとおりだったですね。というぐらい高額な金額で社会福祉協議会に支援をしているわけですが、今、社会福祉協議会が形骸化しているんじゃないか。包括支援センターとちゃんとタイアップして動いているか。だからその費用対効果、ここに書いてありますけれども、実際そういう町民の皆さんのニーズを満足しているのかと、これは甚だ疑問だと皆さん

おっしゃるんですね。だからこれだけの金額を出しているのであれば、社会福祉協議会に関しても役場としては、さっき課長が言われましたけれども、提言なり、あるいは指導なり、しっかりしてやっていかないといけないと思うんですよ。だから今、費用対効果とここに書いてますけど、質問で。ほぼ費用対効果は出ていないというふうに皆さんおっしゃいます、関係者の方々も。町民の方々も社会福祉協議会は何をやっているのと。社会福祉協議会も、ある一施設の内部に取り込まれていますよね。これは誰のものでもない。反対に言えば、誰のものでもある社会福祉協議会なんですよ。それを一箇所、一所属のところが勝手にじゃないですけど、自分たちで回していると。本来あるべき町、もしくは町民の皆さんにもう一回引き戻して社会福祉協議会を本来あるべき姿に戻すんじゃないかという声を肝属4町と大崎1町を入れた5町の協議会の方々の話を直接聞きに行つて、そう思っております。ここで言うのも何ですけど、社会福祉協議会と明光園の関係も、これいい関係じゃないですね。皆さんもおっしゃることで。この場をもつてして、例えば今社会福祉協議会には、議員からも1名派遣するとか、理事会とか評議員に、そういうこともあつて、ちゃんとした公平性が保たれていたと思うんですけど、もう今はこれをないがしろにされて、ほったらかしにしている状態なんですよ、正直言って。それでいて町から三千二、三百万円のお金をもらっている。これはよく言われることですけど、町長、どうにかしないといけないと思いませんか、どうですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
社会福祉協議会には、理事会という組織があるわけですけど、何かそこが機能してるかどうか分かり分かりませんが、ある理事にお聞きしましたら、こういう包括支援センターのことも聞いていないとかいう方がいらっしゃったと聞いて、少しどうなってるんだろうと思って、一言は付け加えなくちゃならないかなと思ってます。理事会の組織そのものをもう一度立ち直して、立ち直すわけではない、今現在ありますので、運営というものに対して助言できるものは助言していきたいと思っております。  
以上でございます。

議 長（田之畑）  
4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）  
前々回ぐらいだったかな、そのときも言ったと思うんですけど、一番あるべき姿は、最後のこの項目の質問になってますけど、社会福祉協議会と包括支援センターがタイアップすることで、町の福祉を向上させる。満足させる。充足させる。これをやつて

いけないといけない。今度、包括支援センターをまた民間に流すと、この辺がまた位置関係が分からなくなってしまうんですね。そこを加味してやらないと、南の太陽さんが受けてくださるか、受けてくださらないか分からないけど、町としてのはっきりした福祉の明確な方針を示さないと、またおかしくなりますよ、これ。今ある問題も全く解決できないし、解消されない。だから私は全協でも言いましたよね。いろんな方々が意見具申をしても、それを無視されたとか、全然執行部は取り合ってくれないとって、いなくなった人もいましたよね。こういうもういいかげんなことをやめて、しっかりと福祉行政に取り組んでももらいたいんですよ。

次に行きます。

オーガニック給食についてです。ここに書いてあるとおり、子供の発達障害、それからオーガニックかれこれについて、この前、鹿屋の市会議員の中にもオーガニックに関しての勉強会ができて、そこに呼ばれて話を聞きに行ってきました。その中で親御さんたちが子供たちの発育不良、アレルギー、アトピー、歯が生えてない子供も今出ているんだそうです。そこを踏まえて、安心安全な給食についての取組をもう間違えなくやるべきだと、親御さんたちの強い意見、発言がありました。鹿屋市議会の有志の議員さんと、それから大崎の議員さん、東串良から二人出させていただいて、そういう要請を確認してきたところです。自分自身も10月に全国の議会に送られてきます政経セミナーというのがありまして、そこに行ってきました。その中で、今、千葉県のいすみ市がオーガニック給食について、ほぼ全国でトップを走ってますけれども、その担当の方にお話を聞いてきました。いかにこれから安心安全な給食が必要かということと、そして先ほど同僚議員がこの件に関しては質問をしまして、ある程度いい答えが出ていたので、それに自分は迎合する形で、これ以上は言いませんけれども。だからせっかく連携都市を取ってる江津市にしても何にしても、物すごく頑張っているわけで、交流をするのであれば、その辺も町長はリーダーシップを取って、オーガニック給食について、さっき難しいという話でしたけれども、難しいの一言じゃ駄目なんですね。いつも言う可能性調査という言葉はいつも使いますけれども。じゃあ、どうすればいいのかということ踏まえて、このオーガニック給食に努めるべきだと思います。

今、東串良の中でも自分たち水土里サークルを通じて、今空中散布を1回しますね。ネオニコチノイド系、こっちのほうではスタークルと薬を撒いてますけど、これも本当にやばいよねという話になってきております。そして鹿屋でもあったんですけど、みどりの食料システム戦略の中で、減農薬、減肥料を踏まえて、そして子ども食堂をオーガニック給食に取り組む、そのための支援もありました。だから東串良も農林水産課さんを含めて、町長がリーダーシップを取って、オーガニック給食、その取組をやっていただきたいと思うんですよ。東串良も子供の不登校、いろんな問題点が出ています。まず基本は食からということを考えていけないといけないんですね。そのリーダーシップを発揮していただけることを期待して、これは早めに終わります。

次に、予算の使い方ですが、これちょっと読みますね。役場の業務として、何よりも複合施設建設が優先されている感が強い。防災、教育、土木など他の部門への予算

配分が希薄になるのではと心配する声が出ている。このことをどのように考えているか、尋ねる。つまり予算をどの項目に優先させるかなんですね。これ大事なことですよね。いろんな方々から声が聞こえてきます。複合施設をつくるからお金が足りない。切り詰めていかないといけない。いろんな話が耳に入ってきます。ましてや、給食センターもいつも執行部が言われる有利な過疎債と言われますけど、有利な過疎債もどうなるのか、これから分かりません。去年、総務課長が言われました。全体的な予算の流れをどう考えればいいんですかということと言われたときに、おとしがふるさと納税が17億円、そして去年が11億円、6億円ストンと落ちてしまったんですね。そして令和6年度が、企画課長、今どれぐらいのふるさと納税、お金が集まったんですか。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

現時点におきましては、5億円台ということで、12月が一番寄附が多くなる時期でございますので、今現在職員も東京にPRに行っているというような状況でございます。12月を期待したいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

要は何を言いたいのかというのは、お金があるかないか、ここに尽きるわけですがけれども。総務課長にその質問をしたときに、ふるさと納税が減額になっていけば、予算配分はかつかつになると。「かつかつ」という言葉を言われたのを私は覚えているんですけれども。おとしが17億円、去年が11億円、今時点で5億円ということです。明らかに目減りしてるんですね。だから思うんですよ、複合施設をつくるのに、私は40億円から50億円の世界になりますよねと、否定はされませんでしたけれども、執行部のほうは。果たして大丈夫なのかなと。当てにしているふるさと納税もこんなに減額してしまっているんだと。これを一般財源から引き出せるのかなと。何度も言いますが、もし有利な過疎債を得られなかったらどうするんですかということになりますよね。令和7年度の予算編成に私は四苦八苦されるんじゃないかなと思います。

それで町民の皆さんと語る会の中で言ったんですけど、何を優先するかということなんですけれども、柏原の会場でも出ました。ある議員さんがおっしゃいました。災害を、柏原に関しては特に消防署を上を上げるとか、津波があったときは。だから災

害に対しての予算配分、それを優先させるべきだと答えられた議員さんもいらっしゃいました。そのとおりだと思います。

だからどういうふうにお金を使っていくかということですが、去年の8月、我々議会は、再度言いますけど、岡山の奈義町に行きましたよね。子供の支援センターをつくるための勉強として複合施設の勉強に行くということでしたけれども、複合施設じゃなかったですね、結局。だから昭和48年に建てられた幼稚園を、50年前の幼稚園を耐震補強して、改修して、大体1億円かかったけれども、地方創生のお金とB&G財団からいただいたお金でほぼお金を出すことなくできた。皆さん、そういう工夫をされているんですよ。東串良がじゃあ、複合施設をつくるかといって、何か工夫のあれが見えるのか。全然大まかな概要だけしか言ってなくて、大丈夫なんですかということなんですよ。さっきも言いましたように、もし国から借りられる過疎債が駄目だったら一般財源で我々町民の皆さんからの税金で賄っていかないといけないことになりますよ。だからよく言われるんですね、自分が識者と思うぐらいの方々が何人かいるんですけど、今の東串良の予算の配分を考えたときに、複合施設、マジで大丈夫なのって。だから今こんなアンケートも含めて、こんながたがたした状態の中で、先も見えない中で、私は大いなる勇気が必要だと思うんですよ。私は複合施設はやめるべきだと思います。何度も言いますけど。今後の地震に関しても全然皆さんの不安とか、そういう声に対して役場は答えておりません。それがはっきりしました、柏原の町民の皆さんと語る会でも。だからそっちのほうを優先させるべきじゃないのかなと。教育にしてもいろんな問題があります。不登校の子供のこと、何回も言ってますけど、重層的支援と国は言ってきましたけれども、重層的支援の中で福祉、教育を絡めて総合的に町民の皆さんの福祉を図っていかないといけないということになっているわけですね。重層的支援ですよ。これは文科省、総務省、そして厚生労働省、ここが言ってきました。まず町民の皆さんの福祉から考えて、教育を含めて、その辺から予算配分を考えていかないと、先ほども皆さんから声が、側近からも漏れてますよ、こんなことをやってたらほかの事業はできなくなりますよ、複合施設をつくったらと。分かるんですね、これ、感で、皆さん。勇気ある撤退が必要だと思いますよ。

さっきも言ったように、用地交渉なんかをして、用地買収をしてからじゃ取り返しはつきませんよ。だからさっきも言ったように、最終責任者、執行執権者である町長が責任を取るんですかと、そこに話が帰結していくんですよ。

だからここに書いてありますけれども、予算配分を今どのように考えているのか。私は複合施設優先で動いているのは、これはおかしいんじゃないかということですが、町長、どうですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

まずもって、役場の業務として、何よりも複合施設建設が優先されているとおっしゃいますが、一切そのようなことはございません。他の事業も様々並行して執行しています。ただし、複合施設建設は大きな事業であることは間違いございません。多くの時間を費やしていることは否定いたしません、また予算については、9月定例会でも同様の一般質問をしていただき、答弁をしております。複合施設は確かに大きな事業となりますけれども、事業の大小にかかわらず、一つの事業を行うために、歳入の確保、もしくはほかの歳出を制限しなければならないことは当然のことでございます。

財源は限りあると考えておりますので、他の事業費が削減されることは当然他の事業の事業費を削減しないという考え方自体が健全ではないと考えております。

さらに、償還金の7割が交付税措置される過疎債のような有利な起債の活用方法についても、9月に答弁させていただいておりますけれども、こちらにつきましても、財源負担が少なくなるよう、引き続き調整を続けてまいります。

令和3年度には本町は過疎団体から卒業する見込みがあったことも記憶に新しく、過疎団体であるうちに、有利な財源を可能な限り活用するよう調整しているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

今の答弁からして、やっぱり苦しいんですね。だからほかの部分削らないといけない、それは当然の話と言われましたけれども。じゃあ、町民の皆さんがどう捉えるかなんですよ。私は、駐車場にいたとき、ある町内の御婦人の方、農家の方ですけど、施設園芸をされている方が、ちょっとちょっとって来たんですね。最近初めて知ったんだけど、複合施設とか何かそういうのをつくるんだって。町の農家の人は怒ってるよって。今いかに農業が大変か、酪農が大変か、畜産が大変かということ分かっているのかと言われました。そこに尽きるんじゃないですか、町長。もう夢うつつの世の中、国際情勢を踏まえて、夢うつつの世の中はもう終わったと思います。歴史の転換点というんですか、歴史感で物を見ていかないといけないんですね。何を言いたいのかというのは、しばらくは今までの資本主義の矛盾を清算していかないといけない時代がやってくると思ってます。私は、今利子率の問題というところで、町議にならしていただいた早々、みんなの前で話をしたことがありましたが、資本主義経済ががたがたなんですよ。一番大事なのは、これから地域がコミュニティをつくって、地域が自分たちで社会を形成していくこと、ここに重点的に予算配分すべきなんですよ。というのも、先々週、東京に水土里サークルの全国大会に行かせていただいたときに、言われるのは、これからは地域扶養なんだということですね。地域コミュニティを、いつも言いますが、自治公民館も含めて、自助、共助、公助じゃないです

けど自助を自分たちが住民自身が自治してやっていける地域をつくる。だから総務省も地域運営組織をつくってくださいということを平成25年に東串良町にも公文が来てるんですよ。それを東串良はやってないんです。だから地域が扶養する社会をつくる、ここに重点的に予算配分をしていく。これからのトレンドだと思います。

もう時間がないので、次に行きます。

危機管理についてです。

地震、津波、石油備蓄について。

前回の一般質問で、去年の12月25日に、柏原の人たちの意見交換会の場のあの文献を読んでもらいましたかと言ったときに、読んでませんという話でした。その後読まれてくださったんだろうなと思っています。あれも私がわざわざむべにつくったんじゃないんですよ。総務課の方から備蓄とのやり取りの問答集を1回つくっていたやつを加筆、もしくは、補正してつくってくださいませんかということでした。これも備蓄の担当の方と結構なやり取りをしながらつくった代物であります。

それで、去年の10月25日、備蓄側は、私が質問したことについて、全て大丈夫ですということをおっしゃったよね。町長、覚えてますよね。津波に対しても、地震の揺れに対しても全て大丈夫だということをおっしゃったけど、8月8日の地震で37か所の油漏れ、そして液状化、言っていたことが現実になったんですけれども、そのことに関して町長が現地に行って確認してまいりましたということですが、その後、備蓄とはどういう交渉をしていらっしゃるでしょうか。地元の方々は、この前の柏原の住民の皆さんと語る会で物すごく不安を持っていたらと思いますが、どうですか。町長自身がどういうリーダーシップを取って、防災に取り組んでいっているかということです。備蓄と津波の関係に関して。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

まず議員お尋ねの質問に対しまして、まず地震、津波に伴う対処ですが、東日本大震災や能登半島地震での課題やその後の検証でもありましたとおり、被害に備える体制づくりは重要であると考えております。体制づくりの一環といたしまして、避難誘導灯や避難タワー、避難階段、防災センター、円山公園避難所及び避難ステージ、戸柱神社、避難階段等の整備を行いまして、昨年度は、防災庁舎の建設をしていただきましたが、またハード事業のみならずソフト事業として、防災マップや津波避難訓練の定期的な実施を行いました。災害発生時には行政が行う公助には限界がございます。自らの安全を自ら守るという自助と、自分の地域は自分たちで守るという共助が重要で、これらの課題といたしましては、町民一人一人の防災意識であると考えております。

日頃から自分が住んでる周辺の危険箇所の把握や災害に応じた避難経路の確認、家族内で災害発生時の待ち合わせ場所の確認など、一人一人の防災意識を高め、平常時

より災害に対して備えることが重要であると考えております。

併せて可能な範囲で地域住民が協力し合う組織体制の構築も重要であり、自主防災組織の育成、強化も重要であると思っております。今後も防災訓練や防災教育等の実施により、一層防災意識の向上を図ってまいります。

また、志布志石油備蓄基地につきましては、前回の議会でも答弁させていただきましたが、8月8日に発生いたしました地震の被害状況等については、現在も地元である資源エネルギー庁よりエネルギー・金属鉱物資源機構、志布志石油備蓄株式会社により継続的に報告を受けております。今後も引き続き、国、県、肝付町を交えた中で最善の防災体制について協議を行っていただくよう要望しております。

ちなみに、我が町から要望をいたしました基地内に対して、基地内の液状化現象による損傷、修繕、道路、建物と南海トラフと今後の大地震に対する計画の有無について説明してくださいということで、この町議会から説明会の開催等を求められた場合の対応についてということをお願いしましたところ、基地内の主な被害状況と今後の修繕方法ということで、今後の対応としていただいたことは、道路等の液状化による地割れや建物段差、基地周辺のしゅんせつの必要性などはどうですかということで、液状化の被害は、令和6年11月をめどに修復、ただし、令和7年度中までには原状回復予定ということをお願いしております。しゅんせつにつきましては、原油の出入荷設備が沖合にあるため、備蓄基地の運用上、影響はないということでした。

また備蓄基地が土砂堆積の原因となっていないというのが鹿児島県庁の考えで、県庁では、要望に対応し、しゅんせつ計画であります。今やっております。

原油タンク上の漏えい、原油ポンプ施設床面のひび割れ等の不具合、これについては原油ポンプへの直接被害はなく、原因を出入荷に影響はない。地震の振動によるタンク、屋根上への漏えいは8月中に修復終了、そのほかは令和6年度中に全て原状回復予定であるということです。

今後の計画といたしましては、老朽化、耐震、護岸強化等について、東日本大震災を喫緊に国家石油備蓄基地の計画的な耐震津波対策を実施、志布志国家整備備蓄には、平成26年度中に液状化の評価と対策の検討を行い、石油タンク等の危険物設置設備については、特別な工法により対策を実施するということでした。また、平成27年度には津波シミュレーションを実施し、堤防には問題ないが、排水路から津波が浸入する結果であったことを踏まえ、最初の遮断弁を津波対策用の遮断弁に強化していくということでした。

今回の地震を通して、以下の課題を認識、これらについては速やかに対応するということで、液状化現象については、平成26年度の想定どおり、原油タンク等に液状化はなく、備蓄基地機能にも影響はなかった。一方、基地内の道路や建屋の周りが陥没するなど、基地全体としては、液状化現象の影響が見られたことから、過去の分析を再評価するとともに、さらに必要な液状化対策について検討を行うこととする。

津波対策については、再シミュレーション等による検証を行い、その結果に応じて必要な対策を講じるということで報告をいただいております。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

何度も言いますけど、その答弁というか、今答弁されたことですが、私は何回も言ってますけど、問答集を去年、総務課から依頼があって、さっきつくりました。その問答集の中に、自分は建設に携わった人間として問題が幾多もあるということをその問答集の中に書いております。だから読みましたかと言うんですよ。そのことを私も言いましたが、町から備蓄に言っていないといけないんですよ。だからなぜ私が言った問答集を読みましたかというのは、建設途上での問題点、そして構造上の問題点、私はずっと羅列、網羅してます。それに対して備蓄はちゃんとした答えしか出しておりません。だからこれじゃ駄目だからと思って大阪大学の研修に行った時の話、地元の方々が不安に思っている部分等を含めて、意見交換会をつくって、ちゃんとその首長がリーダーシップを取って、そういう疑問、質問に対して答えていくように段取りをしていかないといけないということを言いたいから言うんですよ、読んでみたかというのは。だから定期的に備蓄の方々と1年に1回か2回、懇親会を含めた検討会があるわけでしょう。その中でそういう質問、疑問を発していくのが私は首長、町長の務めだと思っています。そうじゃないということは、全然問題意識がないということですよ、この危機に対して。だからこれから町長主導で意見交換会をつくって、そういう質問、私がつくった問答集の中にちゃんと書いてありますので、それをぶつけてください。でないと地元の人たちの疑問、不安は解消できません。ということで、もう時間ありません。今、備蓄のことも、肝付町との連携ということを言われましたけど、去年の10月のあのときもなぜ肝付町と、43基のうちの7基は肝付町だったかな。肝付町の持ち物もあるわけですから、連携してやるべきだったんですよ。総務課長にも言ったんですけど、もう間に合わないということでできませんでしたが。ここは肝付町の永野町長さんと組んで備蓄に対する私の問答集を見て、協議してください。よろしくお願いします。

そして最後です。食料危機。この前の森山先生が表彰会のあの地域の振興会の際、毎回のことですが、食料危機をやばいよと看破されましたよね。それをどれぐらい町長が深刻に受け止めているか。そしてどのように解決すべきだと思っているか。首長としての見解を教えてください。

答弁書を読まないで、自分の考えで言ってください。それ自分でつくったんですか。

町 長（宮 原）

自分でつくった。

4 番（瀬戸山）

ほな言ってください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員、こういうことわざがございます。「子供叱るな来た道だもの 年寄り笑うな行く道だもの」、そのことも認識してください。意味分からないでしょ。年をとれば分かるんですよ。

改めて答えます。

今、我が地元の代議士である森山先生が中国に2回ほど行かれたそうです。第一は、福島の処理水の問題があって、門戸を広げてくださいということで中国にお願いされたそうです。ただ、そのことと同時にお米と、それと牛肉の輸出に向けての門戸を開いてくださいということで。

東京の町村会の総会があるものですから、そのときに会って、地元の国会議員と話すこともありました。野村先生とか。そういう中で話をしたのが、あまり詳細には町長、言えないけど、もうちょっと待ってくださいということで、中国が門戸を広げたら鹿児島県の牛肉はなくなるよというぐらい、それほど中国は富裕層がいるそうです。そういう形でもうちょっと待ってくださいということはおっしゃいました。我が町、私もそうですが、恵まれたなと思うのは、結局地元の代議士がこうして幹事長までなれたことがうれしい限りで、いつも感謝しているんですけど、そういう形で、これからますます森山先生が、地元鹿児島のために、国のために頑張っていただくことをお願いしております。無理を言いますけど。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

ちょっと意味が分かりません。何を言いたいのか、いつものことですけど、捨てぜりふを言うわけじゃないんですけど。何でこんな答弁しかできないのか。皆さんが見てますよ、本当に。あなたのその答弁の姿も。副町長がいないと答弁できないでしょう。皆さん、見てますよ。

終わります。

議 長（田之畑）

じゃあ、終わりましたので、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時16分

再 開 午後1時46分

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から発言取消し申出書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、発言の取消しについてを日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定しました。

~~~~~

◆ 追加日程第１ 発言の取消しについて

議 長（田之畑）

追加日程第１ 発言の取消しについてを議題とします。

ただいま町長から本日の会議における一般質問の発言について、お手元に配りました発言取消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、町長からの発言取消し申出を許可することに決定しました。

それでは、一般質問を続けたいと思います。

次に、９番 宮地利雄議員の発言を許します。

９番 宮地議員。

９ 番（宮 地）

お疲れさまでございます。

今回僅か３点について通告をいたしております。

一つは、空き家対策、それから廃屋の対策についてです。

御承知のように、この役場の並びでも以前から古い大きなお店があったところも台風で半壊というのか、全壊というのか、壊れたままになっております。ですから、町

内にどれだけの空き家があり、また廃屋が生じているのかという実態も、ぜひ調査をされたいと。

それからもう住めない家屋が町内に何戸あるのか。あるいは、もう無人の家屋がどうなってるのか、何戸ぐらいあるのか、それらをつかんでおれば執行部からの答弁もいただきたいと思いますが、まずはこの点でよろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

ただいまの件数についてのお尋ねでございましたけれども、状況は毎年移り変わっておりまして、10年ほど前に調査をある程度町内全戸数を行ったんですけれども、それからもう10年が経過しております。そういった中で、町としましても、危険空き家の解体補助金の整備をしまして、それで相当の危険空き家も解体されたところでございます。最終的に戸数は、ちょっと把握しておりませんが、議員がおっしゃったそういった状況もございますので、これはまだ確定ではありませんけれども、次年度、あるいは次年度以降に向けて、その辺りの調査もしないといけないのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

私は、この点では今朝ほど総務民生常任委員会の委員長の西園委員長が報告した委員会報告書、調査報告書ですね、全員に配付はされてると思うんですが、ぜひその中身を読んでいただきたいと思うんですけれども、この江津市における空き家対策や空き家バンクの取組、それから空き家の改修の補助事業というものも市でちゃんと取ってると。それから老朽危険家屋の除却支援の事業、これもやっておるということでありまして、それらをこの定住促進や地域活性化のための方策につなげておるというところが優れた江津市の取組だと思うんですね。せっかく自治体間の連携協定も結んでるわけですから、そして常任委員会の報告書も克明というか、いろいろな制度を並べて報告をしておりますので、ぜひこれも執行部としても熟読して本町においてやるべきではないかという議論をして、この空き家対策、廃屋対策を強化していただきたいと。

大隅半島は、御承知のように台風ゲリラというか、それに対して日本海側の山陰地方の江津市の場合とは、程度も若干違うんだらうなと思うんですが、しかし優れたその地域独自の施策をつくって、しかもそれを定住促進などにもつなげて実施しておるというところが、またこれすごいんだなというふうに思いました。ぜひ調査から始

めていただきたいと。私どもが町内を巡回というか、いろいろ回ってみても、あちこちに廃屋の状況が見られますので、ぜひ一定の手間をかけて、調査をお願いしたいということを要請いたしておきます。

それから2番目と3番目は、町議会の語ろう会で2か所が出された住民の要求です。2番目は振興会、集落の振興会への町の手当は引き上げられないかという質問が参加者から出ております。振興会の町全体の状況について、以前、これは1年以上前に調査した内容ですけれども、これを見ても振興会への加入率が、もちろん100%のところもあるが、低いところでは全く、例えば、世帯は7世帯あるけれども、1世帯も振興会に入っていないとか、そういうところも町内ではいろいろあります。そして振興会に対して、町からの手当が一定程度あるわけだけでも、それに、さらにその住民の人たちは振興会員になっている人たちは会費も納めないかんというのがありますよね。防災訓練であるとか、ごみ対策など、あるいは様々な住民の要求を行政につなげる役割も持ってる、行政の言えば一番最先端の出先機関である振興会、これをどう大事にするかということも極めて重要な行政の仕事だと思うんですね。

振興会の手当の額がどうなっているのか。引き上げる考えはないのか。振興会員も年をとってどんどん減るんですね。柏原地域で語ろう会をやりましたけれども、七十何戸あったところがもう40戸ぐらいに減ってしまって、様々な振興会の行事も難しくなっているというような実態も出されましたが、その辺の振興会に対する町の手当や取組はどうなっているか、答弁をお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

振興会加入者の高齢化や振興会加入者が減少の傾向をたどる中、振興会活動の一助となればと考え、令和5年度より振興会交付金の世帯割額を1戸当たり500円増額し、3,000円の交付を行っております。

また、振興会長につきましては、報奨金を1世帯当たり4,400円支給しております。

振興会長の業務につきましては、今年4月に開催いたしました振興会長会の中で、個人宛ての配付物の輸送化について要望があり、令和6年7月の振興会文書発送により、個人宛ての配付物は全て各課より本人へ直接配送しております。

交付金の交付対象要件に行政文書等の配付も含まれておりますが、個人宛ての配付物を輸送化したことに伴い、文書の仕分の手間や誤配付等のリスクはなくなり、振興会長業務の大幅な負担軽減につながっているものと認識しております。

現に、振興会長からも個人宛ての配付物の郵送化により、振興会長の負担が大幅に軽減されたことや、郵送化に伴う町の財政負担が増えたことを考えると、振興会長個人に支払われる報奨金の額を引き下げてもよいのではないかと御意見もいただいて

おります。

各振興会で、交付金や報奨金の人も様々であると存じますが、このようなことを踏まえますと、交付金及び報奨のさらなる引上げについては、検討の余地は少ないものと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

手当の引上げについては、今の町長の答弁で理解できたと思います。

最後に、塩入川周辺の避難困難住民への対策です。

柏原地域では、御承知のように柏原小学校が避難所になっておると。あそこの屋上に行けば大抵の津波も影響はないというようなことになっていると思いますが、いろんな意味で、まず住民の命が大事ということを考えると、柏原小学校まで塩入川周辺の皆さんは、坂を上らないかと。あるいは階段を駆け上がらんと、駆け上がれなくても手すりを使って高台に避難しなければならないと。しかも目の前には南海トラフがあり、あるいはもっと近くの種子島近海で、もし地震や津波が起こった場合には、立ちどころに襲撃されるという地域にあります。一人で逃げられる成年などはいいわけですけれども、私どものこの議員と語ろう会の中では、もう足腰が不自由で一人で逃げられるだろうかという点で、非常に心配しているのが実情です。

そこで、ぜひこういうのは危機管理の担当なのかどうかよく分かりませんが、ぜひ1戸ごとに地図で、ここにはこんな人が住んでおるという状況を既につかんでいるのかもしれないけれども、1戸ごとにそういう調査をやって、例えばこの人たちはここからここまでの部分は、この逃げ道を通ると、早く柏原小学校に行けるよというようなのが分かるような指導もぜひしていただきたいと思うんですね。

それから、私がこのことを取り上げるときに考えたのは、古市団地のことです。あそこは、塩入川の前で言えば、一番川の横の土手より土地が低いんじゃないかということ考えたときには、この古市団地に巨大な津波が襲った場合に、もう池になってしまうんじゃないかと。これは想像ですけれども。そういうことも考えたわけです。足腰の弱いお年寄りが、急いで坂道を柏原小学校のほうに行くということを想像しただけでも、いや、これは大変だと、エスカレーターでもあればいいんだけどもというようなことも思いましたが、ぜひ逃げ道の塩入川からどう行けば早く柏原小学校にたどり着けるかと、しかも安全にですね、途中でブロック塀とかがあれば、それが倒れて危険ですので、そういうことも含めた一軒一軒のこの生活状況を含めて、健康状態も含めた対応をぜひやっていただきたいと思いますが、その点ではいかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

柏原地区の塩入川周辺地区須崎地区は、議員おっしゃるとおり地震による津波被害が予想されます。町といたしましても地震や津波だけでなく、台風や大雨に伴う内水の被害についても常に懸念しております。

このような中、町といたしましても、一時避難所として円山公園に避難ステージを、戸柱神社には、避難階段を設置しております。

またそういった避難所の管理も消防団と地域住民が一体となって管理していただいているところです。

また、地域住民の日頃からの避難所への意識や自主防災活動を通じた避難訓練を実施し、実際の災害に備えていただく必要があります。防災マップについても配布してございますので、各家庭、自主防災組織等で活用していただき、避難経路や避難場所の確認をしていただきたいと考えております。

町といたしましても、今後とも防災マップの更新や避難誘導等の修繕を行い、安心安全なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますが、先ほど小川議員のところでも答えましたけれども、避難者に対しての自主防災組織の行き方、企業訓練というか、図上訓練でも、ここにはこういう方がいらっしゃいます、ここにいらっしゃる方には誰が声をかけるかというのを徹底した形で地域住民というか、自主防災組織でこういうのをやっていただきたいというのは、切に私は思っているところでございます。とにかく皆さんが地区に誰が住んでるということをまずみんなが知ることだろうと思っております。それが誰一人取り残さない避難誘導だろうと思っております。それは古市も今おっしゃるとおり一緒だろうと思っておりますので、御理解いただければありがたいなと思っております。

以上です。

9 番（宮 地）

以上で質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に、8番 上園ミキ議員の発言を許します。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

それでは、質問をさせていただきます。本日は、住む場所の提供と災害弱者のデータ把握と管理体制の整備についての2点についてお伺いいたします。

まず初めに、住む場所の提供についてお尋ねいたします。

本町は、町営、公営、特公賃貸住宅がホームページ上で紹介されております。しか

し、この条件から弾かれてしまう方々、本町に住みたいとき、町としての対策が必要だと考えます。本町の住みたいという希望をかなえるための住宅提供に対する町長の考え方をまず初めにお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

町営、公営、特公賃貸住宅については、公営住宅法に基づいて共同施設として設置しておるところでございます。議員の質問にもありますように、それぞれ入居条件というものがございます。その入居条件を全て満たすことで入居可能となります。この入居条件に当てはまらなかった方々への対応でございますが、現在のところ、建設課窓口では、町の空き家バンクや民間集合住宅の空き、新築予定がある場合には、その情報を含めて提供しているところでございます。今後、定住移住施策につなげていくためにも、空いた町有地の有効活用も含め、民間住宅、民間集合住宅の積極的な誘致も検討してまいりたいと考えております。

また、公営住宅等については、高齢者世帯や子育て世帯、新婚世帯など、居住の安定に特に配慮が必要な世帯に対し、優良賃貸住宅の提供ができるような仕組みづくりを構築できないものか調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

今回、このような質問に至ったのは、先般、私たちは町民と語る会を開催いたしました。住民の声を率直にお伝えできればと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

参加者の一人から本町の住宅事情について話がありました。本町に住みたいと希望する娘夫婦に住んでもらおうと思って、住宅を町内あらゆるところを回ったけれども、希望に合うところがなくて、結局は入れなかった。入るところがなかった。そして町からは、空き家も紹介されたけれども娘夫婦がとてもそこには住めない、住める状態ではないということであった。また肝付町にも行って探したけれども、やっぱり娘夫婦は、東串良町がいいと希望された。ようやく雪山ですか、あそこに入ることができた。ほっとしましたというような話をされました。言わば、私はこうやってよそから帰ってきて、東串良町に住みたいと希望する人がいるということはこれはありがたいことだ。と私は受け取ったわけですね。本町に住みたい、本町で生まれて育った人がよそに出たけれども、婿さんを連れて、婿さんは、言わば、ここの町の生まれか、

そうでないか分かりませんが、生まれでなかったとしたら、一人増えることになりますよね。そういうような人たちがまだいらっしゃいます。そういう話を聞いて、鹿屋からも娘夫婦がこっちに帰ってくるというような話も昨日聞いたところなのですが、その人は我が家に帰るから住宅は必要ないというようなことでありました。東串良町に住みたいという人が、希望者がいた場合は、速やかに住む場所の提供ができる体制を私はつくってほしいなというふうに思うところなのですが、町長、何かいい方策はないですか、お願いします。

議 長（田之畑）
建設課長。

建設課長（寺 園）

ただいま議員の御質問にありましたとおり、何かいい方策はないかということでございますが、先ほど町長の答弁にもございました。高齢者世帯や子育て世帯、それと新婚世帯に対しまして、特に住宅の配慮が必要じゃないかと考えておると、町長も答弁されました。その中で優良住宅の提供ができるような仕組みを今後構築していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）
8 番 上園議員。

8 番（上 園）

今後構築していきたいということでありました。ホームページでも紹介されておりますが、例外というのが書いてありますよね。この例外はどういったものが例外として挙げられるのでしょうか。

議 長（田之畑）
建設課長。

建設課長（寺 園）

例外というものは、簡単に申しますと、住宅困難者に対して、例えば高齢者であったりとか、住宅に、自分の家に住めないとか、そういう状況の中で、町長にももちろんお伺いをして政策空き家の一間を借りて、それで住宅を解体するときには出ていただくという条件の下で政策空き家のほうに一時的に入居させたりしているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

今課長が答弁されましたけど、今までそのような事例がありましたか。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（寺 園）

毎年度多数あるというわけではありませんけれども、今年度についても1件だけ御相談がありましたが、それを街道団地のほうに入居させようとしたところ、本人から今度はお断りの連絡がありまして、かなっておらないところです。前年度につきましても1件ありましたけれども、福祉課を通じて相談がありましたので、その点については入居させたという事例がございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

やっぱりそういう住宅に困るようなことがないように、不可能を可能にする。みんなで知恵を出し合って構築していただきたい。すばらしい東串良と言われるような町にしていきたいというように考えております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

東串良町には、民間資金活用集合住宅建設促進条例があります。適用期限を令和11年3月まで延長されることを今年の3月で決めましたよね。その後、町の誘致活動は、これを活用した誘致活動をどのようにされているのか、お答え願います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

3月議会終了後、東串良町民間資金活用集合住宅建設促進条例の対象要件を満たす建築確認申請が2件提出されておりまして、1件は建築中であり、もう1件は土地の造成工事中の段階であります。

場所につきましては、共に国道225号線沿い周辺となっております。

以上です。

議 長（田之畑）
企画課長。

企画課長（中 島）

若干補足説明をさせていただきます。

3月議会終了後の件数につきましては、ただいま町長が答弁しましたとおりでございます。この中には、現在まで4件の、4か所の集合住宅がもう既に建設をされておりまして、その建設をされた方も1件は含まれております。また新たな方も含まれておりまして、この東串良町がこのような状況に対応しているというのは、いろんなところで情報は行ってるというような感じがいたしておりまして、今後も増えていくということを期待をしているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）
8番 上園議員。

8 番（上 園）

私は、この条例が出されたときに、実績と部屋数はどうなっているのかと、どういう状況かというのを企画課長にお尋ねいたしました。そのときに、企画課長が4棟で33部屋あって、もう既に埋まっているというような答弁をされました。すごく人気があるというような答弁でありました。だから延長、条例を出されたのかなと、人気があるものだから、こういうものを出されたのかなというふうに、私は理解しました。できたら、ますますこの条例を活用して、町長の得意とするトップセールスを生かしていただきたい。大いに活動して、こういう人たちを呼び込んで、本町に家を建てていただきたい。そしてできたら、柏原地区にもこういう建設をしていただいたら、ありがたいのかなという思いもありますが、どうでしょうか、町長。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

議員のおっしゃるとおり、私も柏原出身ですので、できたら柏原地区のほうに進めたいと思っております。さきに話が出たんですが、柏原地区の消防の詰所も低地にありますので、上に上げなくちゃならないという急務を要しているんですけれども、そういうところにそういうコインランドリーをつくれば、そっちのほうにも人の目が向いてくるんじゃないかなと思っておりまして、それとにこにこ館もそっちの上に上げたらいいか、買物弱者にもつながるのかなと思っておりまして、それとよければ第二の物産館もひつつけたりとか、そういうことを考えておりまして、そういうふうに柏原地区の活性化というものはどうしても拭えないところがありますので、ぜひ進

めていきたいと思っております。御理解くださればありがたいと思っております。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

ぜひ町長も柏原出身ということをおっしゃったので、見捨てないように柏原の活性化のためにも頑張っていただきたいというふうに思います。

それと、2 項目めの質問ですが、災害弱者のデータ把握と管理体制の整備について質問させていただきます。

災害が発生し、避難をしなければならなくなった際、手伝いが必要な高齢者や身体障害者がどこにいるのかといったデータ把握をし、管理、救助体制を整えておく必要があるのではないかというふうに思っておりますので、答弁をお願いします。先ほどからいろいろ話が出てきていますけど。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正によりまして、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施設において、特に配慮を要する方のうち、災害発生時の避難等に、特に支援を要する方の名簿の作成が義務づけられております。

本町といたしましても、重度障害者や独り暮らし高齢者等、災害時に何らかの助けを必要とする方々について民生委員の協力を受け、町の避難行動支援システムで管理しているところでございます。

このシステムでは、要援護者の心身状態はもとより、支援者情報や医療情報等も管理できるものでございますので、今後につきましても引き続き、民生委員や高齢者実態把握事業等を通じて把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

命というのは、みんなひとしいものだというふうに思っておりますので、障害者の方も体の不自由ないろんな高齢者の皆さん方の命も一緒ですので、命あつての食料であります。食べられます。ですので、まずは命を助けるというところに力を注いでいただきたいというふうに思うところであります。

今年も台風のとときに多くの町民の方々がそれぞれの避難所に避難されました。台風の場合、大体の進路、風速、時間といったようなことが事前に分かります。避難するかどうするかは、そのときに判断ができる時間がありますので、判断ができるわけですね。町の有線放送でも、防災無線でも呼びかけをされますので、対応はできるわけなんです。一方、地震の場合は、いつ来るか分からない。予測ができない。そうですね。能登半島の地震についても誰が予測をしていたでしょうかね。予測をしないで、多くの方々が亡くなれるというような事態にも陥りました。よく言われるのが自分の命は自分で守れと言われますけど、果たしてそういうときに大きな地震が来たときに、自分の命をどれぐらいの人が守れるんだろう。能登半島の地震を見て多くの方が犠牲になりましたよね。誰しもが自分の命は自分で守るというふうに思っている、そうできない場合もある。そういったときにどうしたらいいんだろうかと思うわけなんです。もう仕方がないからというような感じにいるのかなと。言わば、そういうことも念頭に入れておく必要もあるのかなと。助けられない命もあるということもやっぱり我々自身が理解しておかないといけないのかなというふうな、それを思っのやっぱりこういう対策というのは必要かなと思います。言わば、町として大事なことは、地震に対してある程度の備えは本町としてもされているわけなんです。それだけではなくて、大雨や台風に対してのこういう管理体制、そういうものもやっぱり私は必要かなと。両方使える管理体制というのも必要かなというふうに思っております。

住民に安心感を与える、そういうものをしっかり整えておくことが不安感ではなくて、安心感を与える、そういう仕組みづくりというのが私は大事であるというふうに思います。町長、いかがでしょうか。やっぱりちゃんとしたことを整えておく必要があると思いますが、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

そのことは担当課ともずっと話を詰めておりまして、できるだけ議員おっしゃるとおり詰めていきたいと思っておりますので、御理解いただきありがたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

肝属消防署でも、昨年まではどこどこにどういう人たちがいる、高齢者であるとか、障害者であるとかいうのを調査されていたみたいです。しかし、今年からは、人数が

足りなくて、それと個人情報の問題で、もうそれをやめられた。それをするによって、どういうメリットがありましたかということを知りましたところ、言わば、救急搬送されるときに、その人がどこの病院にかかって、どういう病気を持っていたというようなことが事前に分かれば、救急車の中でリモートみたいな感じで、病院の先生から指示を受けながら、気道を広げたりとか、注射をしたりとか、事前の対応ができる。それが非常によかったと。命を救うこともできたというような話もされました。しかし、人員不足で、もうそれも不可能というふうになった。言わば、そういう話を聞いて、やっぱりそういうデータがあったら、そういうときに使えるのかなというふうに思いましたけれども、私はこういう管理体制を整えておいて、自主防災組織の方々と連携しながら活動していったらもっとよくなるのではないかなというふうに思いますけれども、町長、どうでしょうか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
議員おっしゃるとおりでございます。そういう消防と救急隊とか、それと福祉課とつないだ連携というものができたら、そういうのが人としてのあれはどうか分かりますので、それは登録制を取っていただいて、そういう形でやらせていただければありがたいなと。これについては、詳細は福祉課長、説明ありますか。

議 長（田之畑）
福祉課長。

福祉課長（倉ヶ崎）
ただいまの町長の答弁に補足でございますが、当課としましても災害対策基本法に基づきまして、要援護者台帳のほうを編成しているところでございますが、こちらにつきましては、本人等の了解を得て登録するものでございます。今後ともこの登録につきまして、登録対象者のほうを増やしていきたいと考えているところでございます。また個別避難計画というのもございまして、そちらのほうにも取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。
計画の中に、また議員がおっしゃられました消防の方が来られたときに、それを利用するような形、本人宅にそれを置いておくような形、そういったことをすると、それを見て対応が可能になるというような話も伺ったことがございますので、そういったところまで進めていければというふうに考えているところでございます。
以上でございます。

議 長（田之畑）
8番 上園議員。

8 番 (上 園)

ぜひスムーズに行くように計画を練っていただきたいというふうに思っております。

それから、今年の8月、南海トラフ地震情報が初めて発表されましたが、官民連携が進まず、新聞に出ていた本町も津波避難対策特別強化地域に指定されております。民間事業者の動向に事前に把握していたかというところに対して、いずれの町も動向、言わばそういうのを認識していなかったというふうに答えていらっしゃいます。把握してたかということに対してですね。臨時情報の中では、社会経済活動を止めず、地震発生に注意するとしているためだったのかなというふうに、私は理解をいたしました。だから、そういうふうに民間の業者とは連携を取らなかったのかなというふうに、このことがあって、そういう答えを出されたのかなというふうに思います。言わば、昨日の新聞、マグニチュード8から9が30年以内に起こる確率を70%から80%としています。たとえ30%から20%は来ないよというように捉えるのか、どうするのかと。我々が対策をするためには、100%来るという意識を持って対策を講じることが必要かなというふうに思います。70%、80%と言われた後、ああ、30%、20%は来ないかもしれないんだなというような認識でいて甘く考えると、やはり将来的に不安を残すようなことにもなるのかなというふうに思うところなんです。7メートルの津波が来ますよと言っても、本当に7メートルの津波が来るのか。起こる場所によっては違うんじゃないかなと、これは個人的な見解なんです。そういうふうに思ったりもして、自分の中でも自分のお家でのそういう災害に対する備えというものが不備で整っていない部分があるのではないかな。今さらながらこの新聞を見て思い起こすことでした。いろんなところを点検したら、いっぱいしなくてはならないところがあります。それぞれの家庭の中でも、そうだろうと思います。ああ、あの上には、こういうものが乗ってる。もし自身が起きたときには、タンスが倒れたり、タンスの上に乗ってるものが落ちてきたり、そういうときには、事前にちゃんとそこにあるものは下ろして下に置いていたほうがいいのかなと思ったりもしますけれども、なかなかそれを下に下ろすといったら、やっぱり日常生活の中では大変なところがあります。本当は、そうすべきなんでしょうけれども。

本町にとって大事なことは、一人の命もなくさない。言わば救える体制づくりというのが私は必要になってくるのかなと。自分自身もそうなんです。人に頼らず、自分の命は自分で守るというようなことができたらいんだけど、自分も年をとっていきます。体も不自由なところが出てくるでしょう。そうなれば、やはり独り暮らしとか、そういう人たちというのは、この前の地震の際も身動きが取れない。足がすくんで前に進まない。やっと落ち着いたのが地震が収まってから数分たってからでした。周りを見て、どこもどうもなっていないなと思いながら行ったら、倉庫の蛍光灯が下のほうにぶら下がっていた。これだけ強かったんだなというような認識をしましたけれども、そういうことで、本町の体制というのは、強力に推し進めていただきたいという思いでありますので、どうか町長、よろしくお願いいたします。

じゃあ、私の一般質問は、これで終わります。ありがとうございました。

議 長（田之畑）

それでは、次に、3番 児玉勇治議員の発言を許します。

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

最後になりましたが、通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、防災対策についてです。

災害対策本部に、女性の参加はあるのかの件ですが、47都道府県が災害対策本部を立ち上げた際に、本部会議に出席する女性の職員の割合は、全国平均が10%だったそうです。鹿児島県は11.1%なので、平均以上です。

そこでお伺いしますが、本町において災害対策本部を立ち上げた場合、女性職員の参加があるかを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

災害対策本部の体制については、その災害発生状況、災害の種類に応じて、配備基準も異なりますが、災害対策本部が設置された場合は、女性職員も配備体制に含まれております。

以上です。

議 長（田之畑）

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ただいまの町長の発言で、本県の11.1%の中に、本町の職員が入っていると聞いて安心したところです。内閣府も災害の意思決定の場合に、女性がいることが重要だ。うまくいっている事例を紹介するなどして、自治体を支援していきたいとコメントしています。また政府は、女性活躍や男女共同参画の重点方針、女性版骨太の方針2024に自治体の防災、危機管理担当局への女性職員の配置促進を掲げたとありました。災害があった場合、避難所を含め、女性の目線でないと気づかないことも多々あると思うのですが、この点について、町長はどうお考えかを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、女性目線での気づきは多々あることと思いますけれども、避難所へは女性である保健師を必要に応じて配置しておりますし、本町の防災危機管理部局は総務課になりますが、係長1名、係1名は女性職員でございます。今後も政府の方針に沿った形で女性職員の活躍の場を広げていければと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ただいまの発言でいろいろと検討していただいて、女性は家庭もありますので、その辺を配慮した配置をしていただければと思います。

次に、災害に備えた備蓄品の保有についてであります。町には、下伊倉、安留、学校、そして庁舎にそれぞれ防災体制の備蓄がなされていると思いますが、担当課長でもよろしいのですが、どれくらい、また何日ぐらいの食料を含めた備蓄品があるかを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

国・県の計画に基づきまして、本町でも東串良町備蓄計画を策定中で、ほぼできている状況でございます。国内閣府のガイドラインでは、3日の備蓄品確保を基本としたしまして、できれば1週間分の確保が望ましいと記載されておりますので、本町でもガイドラインに基づき、3日の備蓄確保に向けて非常食や飲料水、備蓄物資を順次購入しています。しかし、限られた財源の中で、現在は約20%の備蓄品しか確保できていないのが現状でございます。

今後も予算計上し、計画的に購入、備蓄していきたいと考えておりますので議員の皆様御理解、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

私がなぜこのような質問をしたかといいますと、国は、2025年度当初予算案な

どで2,000億円を超える地方創生交付金を計上して、水洗い式の便器を備えた移動式のトイレやキッチンカーなどの防災備品の導入費用を補助する方針を固めたとあったからです。今、町長も言われたとおり、20%ぐらいしか町にないということであれば、来年度の予算だからいつ来るか分からないんですけども、大体これぐらい使いたいという目標を決めていらっしゃれば、予算が来たときに、意外とスムーズに行くんじゃないかなと思いますので、その辺も考えていただければと思います。

防災備品の補助事業によっては、私も7品目ぐらいは把握しているんですが、その他も多く備品があると思います。この備品補助については、来年度の国の予算も考えて、町長はどうお考えかをお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

備品につきましては、先ほどお答えしましたけれども、前向きな姿勢で取り組んでいきたいと考えております。国・県の補助事業や交付金がある場合は、まずは第一に備蓄品を確保したいと考えております。食料品や飲料水はもちろんのこと、生活用品や衛生用品も含めて購入し、災害発生後、物流機能が途絶えた場合に備えたいと考えております。

なお、議員おっしゃる補助金、交付金等についても県に問い合わせたところ、石破政権になり、現在協議中とのことで、具体的な内容等は県も分からないとの回答でした。しかし、移動式トイレやキッチンカー、防災備蓄品の購入についても、地方創生臨時交付金等の対象になるといった可能性は考えられます。本町といたしましては、今後の国・県の動向に注視し、計画的に事業を進めたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

もし災害が発生した場合、東日本大震災や能登半島地震でもやっぱりトイレの確保が大切だと知りました。食の問題なんですけど、今、本町では給食センターでもいろんな意見が出て、意見が分かれています。これは絶対にあってはいけないことなんですけど、もし炊き出しを必要とする大災害があった場合、給食センターで炊き出しをして、町民の皆様が少しでも空腹を満たすことができれば、給食センターの評価が変わるんじゃないかと、私は自分なりには思っているところです。災害に対しては、結果が全てなので、より多くの準備をして、一人の犠牲も出さないような安全なまちづくりをお願いして、次の質問に移ります。

2番目が志布志湾の観光と防災についてであります。

現在、柏原の観光は、MARUMARINEを中心としてドーム型の宿泊施設、キャンプ場、子ども遊戯場と比較的充実していると私は思います。しかし、何かインパクトが足りないんじゃないかという気もします。ルーピン祭りの潮干狩り等、MARUMARINE近くのイベントでは、数千人の人が来町しています。

そこで私が思うのは、地引き網はどうでしょうかということです。私が7月、地引き網に参加したときは大量でした。町の補助金をちょっとでも柏原の地引き網をする方なんかに補助してもらおうと、なお活性化するんじゃないかと思います。

そして志布志湾に到着するさんふらわあの乗客や関西東串良会と連携していろんな企画を立てて、ふるさとに帰ってみたいと思う夢をかなえてあげてはどうでしょうか。本町への交通機関は、本町にこの前、マイクロバスも購入しておりますので、その辺も考えればいいことだと思います。

そして私には、もう一つ大きな夢があるんです。それは、本町のルーピンを大崎町にもお願いして、東串良から大崎までルーピンの花で、志布志湾のあそこを黄色いじゅうたん一色にして、それを日本一にしたいというのが私の夢です。日本一になるのは大変なことです、努力をお願いしたいと思います。

それでやっぱり志布志湾の観光は、本町だけでなく、志布志市と大崎町の協力も必要だと思うのですが、この点についてはどうお考えでしょうか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

まず志布志港に到着したさんふらわあの乗客を観光客として本町へお越しいただくための対応策にも十分になり得るのではないかと考えておりますが、ふるさと納税の返礼商品として、ドームハウスへ宿泊していただくための宿泊券を発行するものでございまして、議員お尋ねのさんふらわあ乗客の中にも関西方面に在住の本町出身の方が帰省される際に御活躍をいただきます。先ほど議員からありましたとおり、関西・関東・東串良会の会員さんにも周知をしていきたいと思っております。この宿泊券は、鹿児島への観光を目的とした方の誘客にも有効な手段ではないかと考えております。観光客の方に対しましては、アウトドア好きの方や鹿児島黒潮満天の星々や森林浴を楽しみながら本町の食を御堪能いただけるものという魅力も併せて情報発信する予定でございまして。

また、さんふらわあ船内に本町の観光パンフレットを置いてもらったりしておりますので、様々なホットな情報を更新していきながら、本町への誘客につなげていきたいと考えております。

地引き網につきましては、おっしゃるとおり人気があると思います。各種イベントを盛り上げるための重要なツールでもありますので、御意見として賜らせていただきたいと思います。

志布志湾一帯を黄色一色に染めるため、ルーピンを大崎町にもお願いしてみても

いう御提案でございますが、今のところ大崎町にお願いするという考えはないところでございます。本町のルーピン畑の面積は約6ヘクタールと広大で毎年3月下旬から4月中旬ぐらいにかけて約100万本のルーピンが咲き誇ります。ルーピンは東串良町の町花でございまして、東串良町に行かないと楽しめない観光スポットと位置づけておりますので、御理解をいただければと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ただいま観光に対しては、いろいろ述べたんですが、町民にとってはやっぱり志布志湾の一番の心配は津波だと思います。県が現在の防潮堤で大丈夫だとするなら、防潮堤のかさ上げは望めません。そこで私が観光で述べました志布志市から大崎町、そして本町への観光道路を、もうこれも夢みたいな話なんですが、通してもらい、景色が悪くなるのですが、防潮堤を兼ねた道路構造にすることで十分な津波対策になると思います。11月、この前、宮城県の荒浜小学校に行ったときに、ありがとう荒浜小学校として小学校が原形のまま残っていました。多くの小学生や住民が屋上に登って、災害から逃れたとのことでした。その近くを通るところにかさ上げされる道路が堤防代わりになったという教訓を生かして、かさ上げの道路が今、工事中だったところです。隣の町は、大崎町は、アスリートの競技場があって、有名なランナーたちもいろいろ合宿しています。その中には、マラソンのランナーたちもいるかもしれません。この志布志、大崎、そして本町に道路を通してもらって、正規のハーフマラソンができるようなコース設定にすることで、来客が多く呼べれば観光と防災を兼ねたすばらしい道路ができると思います。地元の国会議員もいらっしゃいますので、協議していただければと思うんですが、この点については、町長はどうお考えでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

以前もこの大崎町、志布志市、東串良町の中で大崎町の東町長が御提案されまして、森山先生にもお願いしたことでしたけれども、湾岸道路というのをお願いされまして、東串良町は、もちろん沿線道路はあるんですけれども、それと大崎町は下側に橋をかけるという構想がありまして。これは先生のほうから、ここは公園ですか、国道ですかといったら、いや、公園ですと言ったら、公園はなかなか予算を持ってないんですよということをおっしゃいまして、なかなか難しいのかどうか分かりませんが、これは大崎町のほうから御提案があったことです。

それと、我が町、柏原海岸は松林が15メートルから20メートル、松林は高いん

会 議 の 経 過

ですよ。これが一つの防潮堤にもつながっているものと私自身は考えておりました、安留には、昔の台風の跡というか、志布志湾へ鉄砲を撃つそれも確認されておりました。そういうことでやっぱり20メートルあるんですけど。そういうことで松林が高いというのが現状でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ぜひ湾岸道路の話が実現できればと思います。

いろいろ現実離れしたことを申しましたが、肝付と相当の枠の違いはあるかもしれませんが、隣接する市町と協力して、夢が夢でなく、実現されることを願ひまして、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

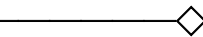
以上で一般質問を終わります。

~~~~~

議 長（田之畑）

暫時休憩します。

休 憩 午後2時54分



再 開 午後2時55分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月17日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午後2時56分

## 令和6年第4回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和6年12月17日 午前9時30分  
散 会 令和6年12月17日 午前9時54分

### 出席議員（10人）

|         |          |
|---------|----------|
| 1番 上池勝彦 | 2番 小川香織  |
| 3番 児玉勇治 | 4番 瀬戸山譲一 |
| 5番 牧原完治 | 6番 西園貞美  |
| 7番 前田隆  | 8番 上園ミキ  |
| 9番 宮地利雄 | 10番 田之畑稔 |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

4番 瀬戸山 譲 一                      5番 牧 原 完 治

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長          浜 屋 啓 子                      書 記          清 瀧 美東士

### 地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|        |         |                  |         |
|--------|---------|------------------|---------|
| 町 長    | 宮 原 順   | 住民課長             | 有 嶋 義 昭 |
| 副町長    | 大 園 保 広 | 企画課長             | 中 島 孝 一 |
| 教育長    | 金 久 三 男 | まちづくり推進課長        | 上 原 久   |
| 会計管理者  | 前 田 秀 一 | 農地課長兼農業委員会事務局長   | 上 野 勝 志 |
| 総務課長   | 江 口 勝 志 | 管理課長兼学校給食共同調理場所長 | 中小野田 輝幸 |
| 農林水産課長 | 瀬戸山 雅 樹 | 社会教育課長           | 吉 留 潤一郎 |
| 福祉課長   | 倉ヶ崎 和 治 | 総務課長補佐           | 上 野 史 生 |
| 税務課長   | 西 田 博 文 |                  |         |
| 建設課長   | 寺 園 竜 二 |                  |         |

|           |          |
|-----------|----------|
| 議 事 日 程   | 別紙のとおり   |
| 会議に付した事件  | 議事日程のとおり |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり   |

## 議 事 日 程

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 選挙管理委員の選挙

日程第 3 選挙管理委員補充員の選挙

日程第 4 発議第 3号 東串良町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第52号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第53号 令和 6 年度東串良町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 7 議案第54号 令和 6 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 8 議案第55号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議案第56号 令和 6 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第10 会期延長の件

## 会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。

直ちに、議事に入ります。

~~~~~

◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、配付とおりに派遣することにし
たいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、配付のとおり派遣することで可決されました。

お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣
議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決
定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第2 選挙管理委員の選挙

議 長（田之畑）

日程第2 選挙管理委員の選挙を行います。

選挙の方法は、議長の指名推選といたします。

選挙管理委員に堂免京子さん、児玉昇三さん、中野京子さん、若松雄一さん、以上

の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました堂免京子さん、児玉昇三さん、中野京子さん、若松雄一さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

~~~~~

◆ 日程第3 選挙管理委員補充員の選挙

議 長 (田之畑)

日程第3 選挙管理委員補充員の選挙を行います。

選挙の方法は、議長の指名推選といたします。

選挙管理委員補充員に、第1位宮園幸一さん、第2位東水流えり子さん、第3位荒武洋介さん、第4位中園二雄さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1位宮園幸一さん、第2位東水流えり子さん、第3位荒武洋介さん、第4位中園二雄さん、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

~~~~~

◆ 日程第4 発議第3号 東串良町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第4 発議第3号 東串良町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

児玉勇治議員。

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

おはようございます。ただいま議題となりました発議第3号 東串良町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明を行います。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に対応するとともに、所要の規定の整備を行うものです。よろしく御賛同のほどお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、発議第3号 東串良町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第 5 議案第 5 2 号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第 5 議案第 5 2 号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 9 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

議案第 5 2 号の子ども医療費助成条例の一部改正の条例の制定に対してお伺いいたします。

今回一部の条例の制定についてひとり親の方でもこの条例の改正の対象になりますでしょうか。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（倉ヶ崎）

ただいまの御質問についてでございますが、ひとり親の方につきましても対象となっております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

会 議 の 経 過

これから、議案第52号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第6 議案第53号 令和6年度東串良町一般会計補正予算(第6号)

議 長 (田之畑)

日程第6 議案第53号 令和6年度東串良町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

1点目です。まず時間外勤務手当についてお伺いいたします。今回補正で出された時間外勤務手当について、トータルで150万円ぐらいの金額になると思うんですけども、こちらはどのような理由で、このような補正予算を立てられたのか、お伺いしたいと思います。

また働き方改革でできるだけ財源を抑える、残業を減らすというような目標というものが本町であるかどうか、気をつけていらっしゃるかどうかもお伺いいたします。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江 口)

時間外手当のお尋ねだったというふうにちょっと聞き取りづらいところがありましたので、そのように理解したところでございますが、時間外手当につきましては、総務課分につきましては、全協の中で若干触れさせていただいたところでございますが、80万6,000円総務課については計上いたしております。これが大きなものかなと思っておりますが、これにつきましては、1階のフロアの張り替えに伴う人件費の

今後の執行見込みとして計上させていただきました。内容につきましては、関係職員の大体36名分ぐらいの時間外を想定いたしております。

ほかのもろもろの部分につきましては、税の申告とか、予防接種とかいろいろな部分がございますので、そこを網羅した中の時間外手当の不足分だということで御理解していただきたいと思いますし、削減、いわゆる一財の削減という話もいただいたような気もいたしますが、働いた以上、時間外ということで出すの筋なのかなというふうに思っておりますし、ただ、年末年始につきましては、振替休日という措置も取らせていただきたいと思いますというふうにも考えておりますが、ただ100分の25につきましては支給したいなというふうに考えているところでございますので、御理解方よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

もう1点なんですけれども、普通旅費について伺いいたします。

今回、普通旅費について補正予算がトータルで280万円、約300万円という、四捨五入すると大き過ぎる金額にはなるんですけれども、提示されております。近年、いろいろな物価高、価格高騰に伴う補正をされていらっしゃる場所もあるのかなと各項目を見たときに2万円とか、4万円とか、そういったところは分かるんですけれども、例えば120万円、150万円という金額で出されているところに関しては、なぜこのような金額、高額な金額が普通旅費として計上されるのか、その点について伺いいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

120万円、150万円の旅費でございますが、120万円につきまして企画課の方で、各担当課長のほうから説明があろうかと思いますが、まず総務費の旅費150万円につきまして、説明を申し述べさせていただきたいと思います。

これにつきましても、全協の中で説明をさせていただきましたけれども今後の各種会合、あるいは要望活動等々の旅費も含め、そして農林水産省出向に伴う関係旅費、いわゆる挨拶を含めた中の事務調整という部分もございますので、その分を計上させていただいております。

今執行残につきまして、18万円しかございませんので、どうしてもクリアできないと。今後の執行見込みというようなことで計上させていただいて、極力使い切らない分については3月補正等々で減額調整させていただければなというふうに、ないこ

## 会 議 の 経 過

とには執行できませんので、取りあえず計上させていただいて、あとは減額等々で調整していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

企画費のところの普通旅費でございます。122万円でございますが、これにつきましても全員協議会で説明はさせていただいたところでございますが、台湾との事前協議ということで、その旅費、それから次年度に向けての空き家対策、先進地研修、それからただいま交通計画を作成中でございますので、公共交通に関する先進地研修ということで、この三つのものが主な計上の内容となっております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

各課長、全員協議会で答弁させていただきましたと、一言いただいてありがとうございます。全員協議会で答弁いただいたことは記録に残りませんので、こちらのほうで再度質問させていただいているところですので、また同じようなことでしょうか、お答えいただけたらと思います。

総務民生のほうで執行残18万円ということで、残が少ない、3月末で減額ということなんですけど、やはり120万円、農林水産省出向とか、そういったものもあるということなんですけれども、例えば企画課にしても台湾に対する調査、そういった内容についてもですけど、そもそも視察の目的、そして基準、そしてこの金額を補正予算として上げられる、そういった計画というか、どのような基準でこのような高額な金額を上げられているか、分かる範囲でお答えいただけたらと思います。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

旅費の中身ということで理解してよろしいかと思いますが、先ほどから言いますとおり、今後の各種会合、例えば要望活動も含めてなんですけど、どうしても上京して要望していかないといけないという事案もなきにしもあらずというところで、今までも何回となく出張させていただきました。その中で一つの事例を取りますと、いわゆる

過疎債の充当のお願いとか、あるいは、いろんな各種施策のお願いを関係省庁を含めて行かざるを得ないと。そうすることによって財源確保ができるかできないか分からないですが、できる方向で調整していただくための旅費ということで、緊急な場合も含めてこのような形で、今後の執行見込みということで計上させていただきました。

先ほども説明いたしましたが、本町は農業のまちでございます。農林水産省への出向あるいは相互交流という形でどうしても農林水産省の事前調整等々必要になってきますので、その旅費を計上させていただいて、今後の農業施策についての情報をこちらのほうに提供していただいて、農業の活性化に向けていきたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

ずっと町長の出馬表明のときに、笑顔あふれるまちづくりというところで、そういう形で予算がどんなふうに流れているのかなということですけれども、笑顔あふれるまちづくりで、それはそれでいいかもしれませんが、まだ町内には悩む方、苦しい方、そして、今の農業経済の在り方も大変な状況に陥っているところであります。

今この全体の流れで今日は討論をさせていただくんですけど、そっちのほうに全然目が向いてないんじゃないかと。また、お祭り騒ぎという言葉は失礼かもしれませんが、そっちのほうだけに目が向いているような施策ではないかなといつも思っております。

以上をもって、今回のこの補正予算には反対させていただきます。

議 長（田之畑）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

ないですか。

ほかに討論はありませんか。

2 番 小川議員。

2 番 (小 川)

今回は本当は補正予算のほうで賛成させていただこうかなと思ったんですけども、やはり旅費に関してどうしても金額のほう、特に企画課長にも答弁いただきたかったんですけども、ちょっと今回いただけなくて、その部分が不明瞭、150万円という金額、3月まで、やっぱり高額過ぎるのではないかなと、こういった形できちんとした説明がない場合に、町民の方の理解というものが得にくいのではないかなという点もありますので、今回私も反対の立場でさせていただきたいと思います。

議 長 (田之畑)

ほかに討論ありませんか。

5 番 牧原議員。

5 番 (牧 原)

賛成の立場で討論いたしますが、今回の補正予算については、最低限の補正予算が組まれておるようでございます。また不足する分もあろうかと思いますが、取りあえずこの補正には全面的に賛成したいと思います。

議 長 (田之畑)

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

これで討論を終わります。

これから、議案第53号 令和6年度東串良町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第7 議案第54号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第7 議案第54号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第8 議案第55号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）

議 長（田之畑）

日程第8 議案第55号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから、議案第55号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第9 議案第56号 令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議 長 (田之畑)

日程第9 議案第56号 令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

会 議 の 経 過

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第56号 令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第10 会期延長の件

議 長 (田之畑)

日程第10 会期延長の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日までと記述されていますが、追加議案の提案が予定されているため、12月20日まで3日間延長したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、会期は12月20日まで3日間延長することに決定しました。

~~~~~

議 長 (田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月18日午前11時より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

会 議 の 経 過

散 会 午前9時54分

令和6年第4回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 令和6年12月18日 午前11時00分
閉 会 令和6年12月18日 午前11時14分

出席議員（9人）

1番 上池勝彦	2番 小川香織
3番 児玉勇治	4番 瀬戸山譲一
5番 牧原完治	6番 西園貞美
8番 上園ミキ	9番 宮地利雄
10番 田之畑稔	

欠席議員（1人）

7番 前田隆

会議録署名議員（会議規則第127条）

4番 瀬戸山譲一 5番 牧原完治

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜屋啓子 書記 清瀧美東士

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原順	住民課長	有嶋義昭
副町長	大園保広	企画課長	中島孝一
教育長	金久三男	まちづくり推進課長	上原久
会計管理者	前田秀一	農地課長兼農業委員会事務局長	上野勝志
総務課長	江口勝志	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田輝幸
農林水産課長	瀬戸山雅樹	社会教育課長	吉留潤一郎
福祉課長	倉ヶ崎和治	総務課長補佐	上野史生
税務課長	西田博文		
建設課長	寺園竜二		

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 議案第57号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第58号 東串良町職員の給与に関する条例の及び東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第59号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 4 議案第60号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議案第61号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第62号 令和6年度東串良町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第 8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議案第57号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第58号 東串良町職員の給与に関する条例の及び東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第59号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 4 議案第60号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議案第61号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第62号 令和6年度東串良町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第 8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第 1 会期中の閉会の件

会 議 の 経 過

開 会 午前 11 時 00 分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議に前田 隆議員から欠席の申出がありましたので報告いたします。

直ちに、議事に入ります。

~~~~~

- ◆ 日程第 1 議案第 57 号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第 1 議案第 57 号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

議案第 57 号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

人事院の給与勧告に基づき、国が期末手当の支給割合について見直しを行ったことに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第57号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第2 議案第58号 東串良町職員の給与に関する条例及び東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第2 議案第58号 東串良町職員の給与に関する条例及び東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

議案第58号 東串良町職員の給与に関する条例及び東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

人事院の給与勧告に基づき、国が給料表及び期末勤勉手当の支給割合等について見直しを行ったことに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。
これから、議案第58号 東串良町職員の給与に関する条例及び東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第3 議案第59号 令和6年度東串良町一般会計補正予算(第7号)

議 長 (田之畑)

日程第3 議案第59号 令和6年度東串良町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長 (宮 原)

議案第59号 令和6年度東串良町一般会計補正予算(第7号)について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,339万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ71億9,939万8,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第

## 会 議 の 経 過

1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。  
御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）  
質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）  
討論なしと認めます。  
これから、議案第59号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第7号）を採決  
します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）  
異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第4 議案第60号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議 長（田之畑）
日程第4 議案第60号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。
本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。
町長。

会 議 の 経 過

町 長（宮 原）

議案第60号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億3,343万8,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第60号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第61号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第5 議案第61号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第61号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億9,355万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第61号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第6 議案第62号 令和6年度東串良町水道事業会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第6 議案第62号 令和6年度東串良町水道事業会計補正予算（第1号）を
議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第62号 令和6年度東串良町水道事業会計補正予算（第1号）について、御
説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予算額は、本補正予算第2条によるところでございます。

次に、議会の議決を得なければ流用することのできない経費については、本補正予
算第3条によるところでございます。

御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号 令和6年度東串良町水道事業会計補正予算（第1号）を
採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議 長 (田之畑)

日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長 (田之畑)

日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定により、配付した本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項並びに議会に関する記録の保存について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しまし

会 議 の 経 過

た。

お諮りします。

会期中の閉会の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、会期中の閉会の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

### ◆ 追加日程第1 会期中の閉会の件

議 長(田之畑)

追加日程第1 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

~~~~~

議 長(田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第4回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前11時14分